

第2次玉名市人権教育・啓発基本計画

平成30年(2018年)3月

熊 本 県 玉 名 市



ごあいさつ

人権を考えるとときまず頭に浮かぶのが、日本国憲法にある基本的人権です。

その中には、「第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」と規定され、これは人間が人間らしく生きる権利であり、全ての人が生まれながらにして持っている権利となります。

平和で豊かな社会を実現していくためには、人と人之间においてともに人権が尊重され、私たち一人ひとりが、人権の意義や重要性について理解し、日常生活の中で人権を意識した行動が自然な感覚で身につけられるよう、人権に関する教育及び啓発活動を積極的に取り組んでいかなければなりません。

これまで本市では、平成20年3月に策定した「玉名市人権教育・啓発基本計画」をもとに、各種施策の推進を図ってまいりました。

しかしながら、近年の社会情勢の変化や国民の価値観の多様化により、これまでにあった人権問題と併せて、スマートフォン等の普及によるプライバシーの侵害や誹謗中傷、災害時における人権問題など新たな問題も露見している状況です。

これらの状況を踏まえ、国や県の指針等との整合性を図りながら、更には、今後の人権教育・啓発の新たな指針として、「第2次玉名市人権教育・啓発基本計画」を策定し、この中で「4つの目標」を定め、推進することにしております。

今回の計画では、平成28年11月に「人権に関する市民意識調査」を実施し、依頼した45%に当たる900名からの回答をいただきました。この市民意識調査での結果を踏まえ、市役所の関係課と協議を重ねながら、今後の方向性や本市の取組をより具体的に示しております。

今後は、この新たな計画のもとに人権尊重の精神を育み、差別のない社会の実現を目指し、人権教育・啓発を進めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたっては、玉名市差別をなくし人権を守る審議会委員の皆様をはじめ、多くの方々から、貴重な御意見、御提言をいただきました。ここに深く感謝申し上げますとともに、市民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

平成30年3月

玉名市長 藏原隆浩

目 次

第1章 基本的な考え方

1 基本計画改定の背景	1
2 人権をめぐる国内外の動向.....	1
3 基本計画の概要.....	4

第2章 計画の目標と基本方針

1 計画の目標.....	5
2 基本計画の意義.....	6
3 基本計画の性格.....	6
4 体系図.....	7

第3章 人権問題の現状と施策の方向性

1 女性の人権.....	8
2 子どもの人権.....	10
3 高齢者の人権.....	13
4 障がいのある人の人権.....	16
5 同和問題.....	18
6 外国人の人権.....	21
7 インターネットによる人権侵害.....	23
8 水俣病に関する人権.....	25
9 ハンセン病回復者等の人権.....	26
10 HIV感染者・難病患者等の人権.....	27
11 災害時に関する人権.....	28
12 様々な人権問題.....	29

第4章 人権教育・啓発の推進

1 あらゆる場における人権教育・啓発.....	31
2 特定職業従事者に対する人権教育・啓発.....	34
3 効果的な推進施策の整備.....	36

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進.....	38
2 連携体制の強化.....	38
3 計画の評価体制.....	38

資料編.....	39
----------	----

◆年号の表記について

本計画書の本文中にある年号の表記について、原則として国内の動向に関しては「和暦(西暦)」、海外の動向に関しては「西暦(和暦)」と表記しています。

◆「障がい」の表記について

本計画書では、原則として「障害」を「障がい」と表記することとします。ただし、法令・条例や制度の名称、施設・法人、団体などの固有名詞が「障害」となっている場合や、文章の流れから「障害」と表記した方が適切な場合などについては、「障害」と表記します。

第1章 基本的な考え方

1 基本計画改定の背景

我が国では、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法の下で、人権^(※1)に関する法制度の整備や諸施策の推進が図られています。日本国憲法第11条では基本的人権の享有について規定されており、第13条では個人の尊重（尊厳）、幸福追求権及び公共の福祉について規定されています。

各自治体については「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年（2000年）12月、以下「人権教育・啓発推進法」）において、地方公共団体の人権教育・啓発に関する責務が定められており、それに対する取組が求められています。

本市では、市民一人ひとりが基本的人権を尊重し、互いを認め合いながら共に生きる社会づくりを目指して、平成20年（2008年）3月に「玉名市人権教育・啓発基本計画」を策定し、各種施策の推進を図っています。

しかしながら、近年の社会情勢の変化や国民の価値観の多様化により、これまでにあった人権問題と併せて、犯罪被害者の人権問題やスマートフォン等のモバイル端末の普及によるプライバシー^(※2)の侵害や誹謗中傷、災害時における人権問題など新たな問題も露見している状況です。

これらの状況を踏まえ、本市では、国・県の指針及び国際的な状況との整合性を図りながら、今後の人権教育・啓発の新たな指針として、「第2次玉名市人権教育・啓発基本計画」を策定します。

2 人権をめぐる国内外の動向

(1) 国際的な動向

アメリカ・ヴァージニア州議会で1776年に採択されたヴァージニア権利章典に端を発する人権宣言は、同年のアメリカ独立宣言や1789年にフランス国民議会で採択されたフランス人権宣言（「人間と市民の権利の宣言」）にも影響し、さらには各国の憲法にも大きな影響を与えることになりました。

そして、2つの世界大戦争を経た1948年（昭和23年）12月10日、国際連合（以下、国連）は人権に関する世界宣言（以下、世界人権宣言）を採択しました。それまでは、いわば各国レベルでの人権宣言でしたが、ここで世界レベルでの人権宣言が行われたこととなります。国連は12月10日を世界人権デーとしています。

その後、国連は法的拘束力を持たない世界人権宣言を具体化するために、条約としての「国際人権規約」（1966年）を採択しました。さらに、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」（1965年）、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」（1979年）、「児童の権利に関する条約

（子どもの権利条約）」（1989年）など、人権に関する数多くの国際規範を採択してきました。

1994年（平成6年）には、人権問題を総合的に調整する国連人権高等弁務官が設置され、2006年（平成18年）には、国連における「人権の主流化」（あらゆる活動の中で、人権を最優先の考慮事項とする考え方）の流れの中で、新たに国連人権理事会が設置され、各国の人権状況の審査を行うなど、人権と平和が尊重される社会の実現に向けた活動が展開されてきました。同年には、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」も採択されています。

このように、21世紀を「人権の世紀」とするための取組が継続的に推進されてきましたが、相反して、特に戦争や内戦による難民の発生が引き起こす人権問題や、国家体制による人権抑圧の問題が大きくクローズアップされてきています。

(2) 国の動向

我が国においては、今日まで、日本国憲法や教育基本法に基づき、民主的で文化的な国家の建設及び世界平和と人類の福祉の実現に向けて、人権意識の高揚を図る取り組みが推進されてきました。一方では、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとした人権関係諸条約を締結するとともに、国連が提唱する「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」、「国際識字年」など多くの国際年に取り組み、その趣旨に基づいて国内法が整備されるなど、基本的人権の尊重と人権意識の高揚を図るための施策が推進されてきました。

特に、我が国固有の人権問題である同和問題については、昭和40年（1965年）の同和对策審議会の答申に基づいて、昭和44年（1969年）の「同和对策事業特別措置法」施行以来、「地域改善対策特別措置法」、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」の3つの特別法に基づき、平成14年（2002年）3月までの33年間にわたって、特別法による対策事業が実施されてきました。

また、女性、障がいのある人、外国人等の様々な人権問題についても、男女共同参画社会^(※3)、ノーマライゼーション^(※4)あるいは共生社会^(※5)の実現などの理念の下に、その改善に向けた様々な施策が実施されてきています。

平成7年（1995年）12月には「人権教育のための国連10年^(※6)」を推進するため、内閣総理大臣を本部長とする推進本部が設置され、平成9年（1997年）7月には、国内行動計画が策定されました。

また、平成8年（1996年）12月に、「人権の擁護に関する施策を推進するための法律（人権擁護施策推進法）」が制定され、「人権尊重の理念を深めるための教育・啓発」及び「人権侵害の被害者救済に関する施策の推進」を国の責務として位置付け、同法に基づき設置された人権擁護推進審議会において、平成11年（1999年）7月に人権教育・啓発の基本的事項について、平成13年（2001年）5月に人権が侵害された場合における救済制度の在り方について、それぞれ答申が出されました。

このうち、人権教育・啓発に関する施策については、「人権教育・啓発推進法」が施行されました。同法においては、国の責務とともに、第5条で「地方公共団体は、人権教育及び

啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有する」と規定されています。

その後、同法に基づき平成14年（2002年）3月に閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画」により、様々な人権問題について、人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られてきています。

近年では、子ども、高齢者、障がいのある人及び外国人に対する虐待防止のための法律や、障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備として、平成23年（2011年）の「障害者基本法」の改正や、平成25年（2013年）における「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「いじめ防止対策推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ^{（※7）}解消法）」の制定など、様々な人権問題に関わる新しい制度や枠組みの整備が進んできています。

(3) 熊本県の動向

平成14年（2002年）10月に「熊本県人権センター」が人権教育・啓発を推進する拠点として開設され、県民の人権意識の高揚を図るための広報啓発や人材育成、情報提供に取り組んでいます。また、「人権教育・啓発推進法」に則り、平成16年（2004年）3月に「熊本県人権教育・啓発基本計画」を策定し、平成20年（2008年）3月に第1次改訂版、平成24年（2012年）3月に第2次改定版を策定しました。そして、上述したように近年における各種法律の制定による人権状況の変化に対応するため、平成28年（2016年）1月には第3次改定版を策定しています。

(4) 本市の状況

本市においては、一人ひとりの人権が尊重される、明るく住みよいまちづくりを目指して、人権意識の高揚を図る市民啓発及び人権教育の推進に積極的に取り組み、平成7年（1995年）9月に「玉名市差別をなくし人権を守る条例」を制定し、同和問題をはじめとして、あらゆる差別をなくす取り組みを進めています。

また、平成29年（2017年）3月に策定された「第2次玉名市総合計画」においては、主要施策の中に「人権啓発の推進」を明記し、人権教育・啓発は本市における重要な施策であると位置付けています。

さらに、「人権教育・啓発基本計画」をはじめとして、「男女共同参画計画」、「地域福祉計画」、「高齢者福祉計画」、「障がい者計画」、「子ども・子育て支援事業計画」といった本市が策定した各計画の中で、様々な立場の市民の権利が守られるように、各分野で施策の推進を図っています。

3 基本計画の概要

(1) 計画の位置付け

本計画は「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に基づくものであり、本市の人権教育・啓発の推進に関する施策をまとめたものです。

(2) 計画の期間

本計画の期間は、2018年度から2027年度までの10か年とします。

第2章 計画の目標と基本方針

1 計画の目標

「第2次玉名市総合計画」では、本市の将来像を「人と自然が輝き やさしさと笑顔にあふれるまち 玉名」と掲げ、7つの基本目標のもとに、本市に暮らす人、働く人、訪れる人が幸せになるまちづくりを目指して様々な施策を推進しています。

その基本目標の一つに「公平で誇りの持てる社会づくり」を定め、主要施策として「人権啓発の推進」があり、その中で「全ての市民、事業者が、人権を重んじながら、互いに協力して人権意識を高めるための取組を推進します」という方針を掲げて人権教育・啓発に関する施策等を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。

これを踏まえて、本市では「人権教育」を「市民が主体的に学び、その成果を日常生活の中で具体的に生かす教育」と定義し、国連の行動計画と同様に、「人権教育」を啓発まで含めた概念として広く捉えてきました。

また、人権教育・啓発推進法では、その第2条で「人権教育」は「人権尊重の精神の涵養(かんよう)を目的とする教育活動」であり、「人権啓発」は「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」であるとしています。

本計画においては、以下の4つの目標を定め「人権教育・啓発」を推進します。

基本目標 1 人権についての教育・啓発

人権に関する歴史や、差別・偏見が人々に与える影響を知り、人間の尊厳を大切にすることを十分に育て、また人権とは何かを伝えること。

基本目標 2 人権としての教育・啓発

全ての人が自由な社会に参加できるように、教育を受ける基本的な権利を保障すること。

基本目標 3 人権のための教育・啓発

人権が尊重される社会の確立をめざし、自分たちで解決しようとする積極的な関心・態度と、人権の擁護・伸長のための的確な技能をもつ人々を育てること。

基本目標 4 人権を通じての教育・啓発

人権について学ぶ環境そのものが人権を大切にしている雰囲気や環境を備えていること。

2 基本計画の意義

(1) 人権をめぐる現状を明らかにすること。

人権教育・啓発を進めるうえでは、まず、本市における人権をめぐる現状について、行政、学校、企業・民間団体及び市民一人ひとりが共通の認識をもち、人権意識の定着、啓発の課題について、現状を明らかにする必要があります。

(2) 人権教育・啓発の取組の方向を示すこと。

人権教育・啓発は、様々な人権問題の解決に向けて、総合的かつ計画的に取り組む必要があります。「どういった内容のものに、どのようにして取り組むのか」といった取組の方向を明確に示すことが重要です。

(3) 家庭、地域、企業・民間団体、学校及び行政などに期待される役割を明らかにすること。

人権教育・啓発は、家庭、地域、企業・民間団体、学校及び行政などそれぞれが主体となって、あらゆる場、あらゆる機会を捉えて行う必要があります。

そのために、各主体に期待される役割を明らかにするとともに、パートナーシップ^(※8)のもと、相互に連携を図りながら、人権教育・啓発に取り組むことが重要です。

3 基本計画の性格

(1) 人権教育・啓発推進法の趣旨を踏まえたものであること。

人権教育・啓発推進法には、地方公共団体が行う人権教育・啓発の基本理念や、人権教育・啓発施策の策定及び実施についての地方公共団体の責務が規定されています。

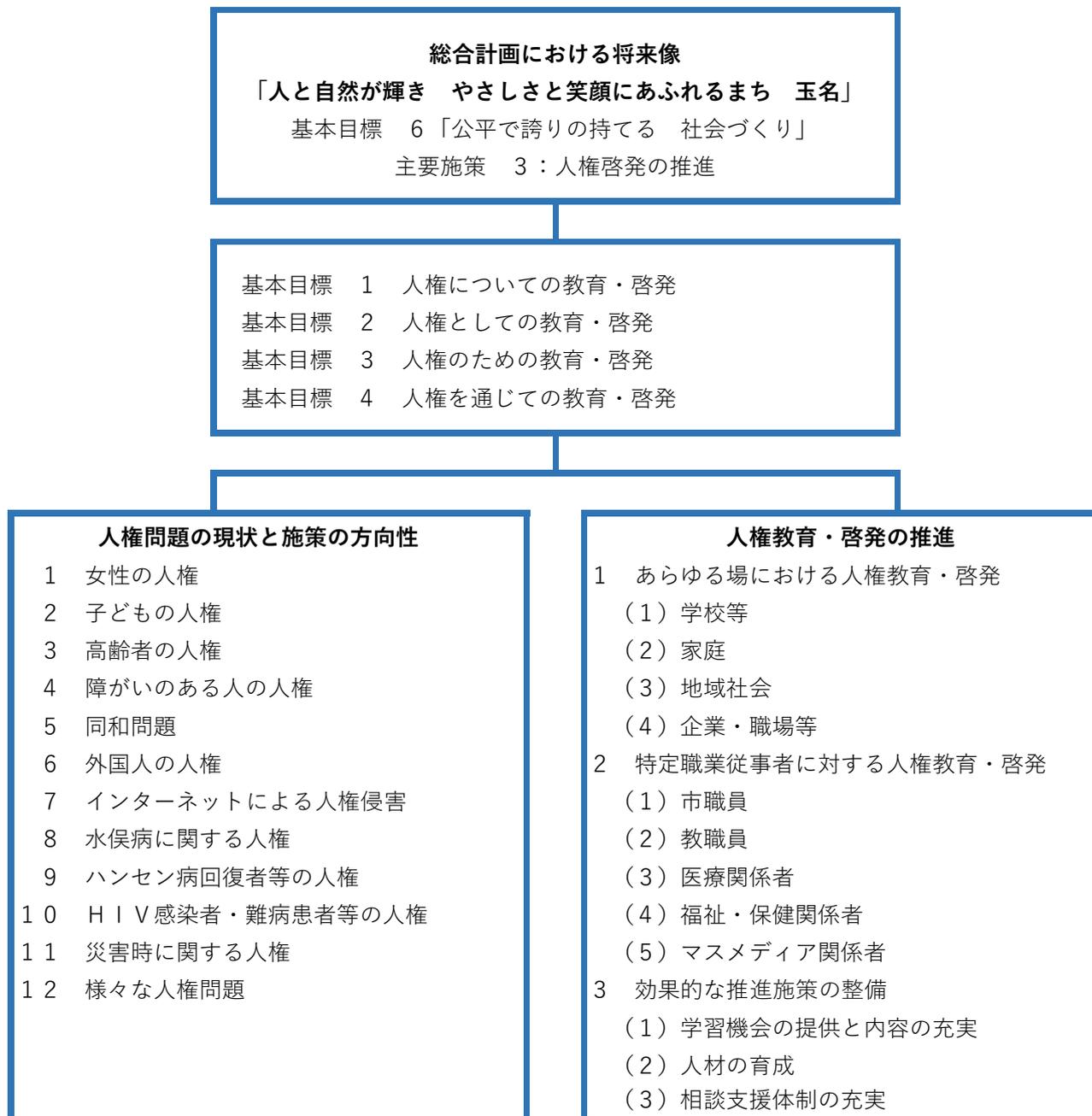
地方公共団体に求められているこのような理念や責務については、基本計画にも的確に反映させる必要があります。

(2) これまでの行動計画を基本にしながら、さらに内容を充実発展させたものであること。

前の行動計画は、「人権教育のための国連10年」という国際的な動向をもとに策定され、人権教育・啓発の基本的な考え方や、取組の方向を示しています。

このため、基本計画についても、その行動計画及び人権教育・啓発推進法を基に、本市における重要課題などを踏まえ、前計画の内容を更に充実発展させたものとします。

4 体系図



第3章 人権問題の現状と施策の方向性

我が国では、基本的人権の尊重を基本理念の一つとする「日本国憲法」の下で、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られ、かつ、国連が採択した「国際人権規約」「人種差別撤廃条約」「女子差別撤廃条約」「児童の権利に関する条約」などの人権関係諸条約を批准し、国として人権を尊重する社会づくりを進めています。

しかし、いまだに人権問題が終息を迎えることはなく、さらに、近年の社会情勢の変化や情報伝達手段の発達により、かねてより存在する問題に併せて、インターネット上の人権侵害や外国人の人権問題、性的マイノリティの問題など、新たにクローズアップされている問題が顕在化している状況です。

このような状況の中、本市では様々な人権問題の解決に向け、庁内関係各課と連携を密にとりながら、人権教育・啓発に関する取組を推進します。

1 女性の人権

(1) 概要

男女平等の理念は、憲法に明記されており、法制上も「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）^(※9)」等において、男女平等の原則が確立されています。しかし、現実には今なお、「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的に捉える意識（固定的性別役割分担意識）^(※10)が社会に根強く残っており、家庭や職場において様々な男女差別が生じています。

また、性犯罪等の女性に対する暴力、配偶者・パートナーからの暴力（以下「DV」^(※11)）、ストーカー行為^(※12)、職場等におけるセクハラ^(※13)、パワハラ^(※14)、マタハラ^(※15)の問題も女性の人権に関する重大な社会的問題となっています。

我が国では、昭和54年（1979年）に、男女平等原則を具体化するための条約として、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が国連で採択されたことを受け、その後のあらゆる国内外の動向を踏まえ、男女が互いに人権を尊重しつつ、能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目的とする「男女共同参画社会基本法」を平成11年（1999年）に制定し、同法に基づいて平成12年（2000年）に「男女共同参画基本計画」を策定しました。現在は平成27年（2015年）に策定された「第4次男女共同参画基本計画」のもとに、施策の推進を図っています。

また、平成12年（2000年）には「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」、平成13年（2001年）には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」などが施行されています。

さらに、平成27年（2015年）8月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行され、あらゆる場への女性の参画推進が図られることとなりました。

(2) 玉名市の現状

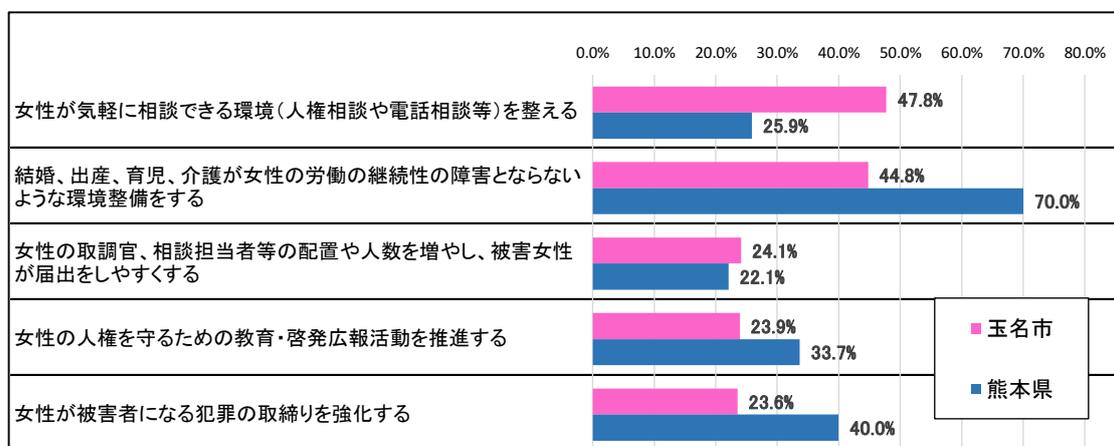
本市では、DVやストーカー行為などの問題に対応する婦人相談員を配置しており、プライバシーを考慮しながら電話及び対面相談を行っています。

生命や身体に関わるケースなど早急な対応が必要な場合は、警察や県と協働していますが、市内には婦人保護施設がなく、このような問題に関する社会資源に乏しいことが課題であり、DV等も含め、相談者を取り巻く様々な問題を根本解決するため、全庁的な連携を行い、相談体制の充実を図っています。

また、本市では平成25年(2013年)に「第2次玉名市男女共同参画計画」を策定し、本市における男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進しています。引き続き平成30年(2018年)3月に「第3次玉名市男女共同参画計画」を策定して、今後も更なる施策の強化を図ります。

本市が実施した「平成28年度人権に関する市民意識調査」(以下、市民意識調査)での「女性の人権に関して、現在、どのような問題が起きていると思いますか」の問いでは、「職場において差別待遇(仕事の内容、昇給昇進等における男女差)を受けること」が45.6%、「『男性は仕事、女性は家庭という考え(男女の固定的な役割分担意識)』に基づく差別的取扱いを受けること」が40.0%、「配偶者やパートナーからの暴力(DV)を受けること」が32.3%となっており、職場や家庭における更なる状況の改善が求められています。

「女性の人権を守るために必要なことは、どのようなことだと思いますか」



※「平成28年度人権に関する市民意識調査(玉名市)」より

この問いでは、「女性が気軽に相談できる環境(人権相談や電話相談等)を整える」が47.8%と最も高く、次いで「結婚、出産、育児、介護が女性の労働の継続性の障害とならないような環境整備をする」が44.8%、「女性の取調官、相談担当者等の配置や人数を増やし、被害女性が届出をしやすくする」が24.1%、「女性の人権を守るための教育・啓発広報活動を推進する」が23.9%、「女性が被害者になる犯罪の取締りを強化する」が23.6%となっています。

【今後の方向性】

- ①男女共同参画社会の理念や、社会的性別(ジェンダー)^(※16)への理解を深めることを目的とした、市民に対する啓発の更なる推進
- ②女性がさらに活躍できる玉名市を目指した、職場におけるあらゆる差別に対する取組の推進
- ③パートナーに対する暴力や学校や職場における性的嫌がらせは、重大な人権侵害であるという認識の徹底

(3)玉名市の取組

- ◇「玉名市男女共同参画計画」の中で、国及び県の男女共同参画計画の基本理念や施策を踏まえ、女性の権利を守る取組を展開します。
- ◇市における審議会・委員会への女性委員の登用率の増加について、「玉名市男女共同参画計画」で設定した目標を達成できるように努めます。
- ◇DVやストーカー行為、女性の健康についての悩み等に対応する婦人相談についての周知活動を行うとともに、相談員の研修を行うなど、支援を求める方が相談しやすい体制を整備します。
- ◇市内において、継続してハラスメント^(※17)全般に係る職員研修会を実施します。
- ◇妊産婦等を支える地域の包括支援体制の充実を図ります。

2 子どもの人権

(1)概要

1959年(昭和34年)に国連で採択された「児童の権利に関する宣言」には、教育を受ける権利や差別されない権利といった具体的な権利が規定されています。

また、1989年(平成元年)に「児童の権利に関する条約」が国連で採択され、「児童の最善の利益」の考慮など、子どもの権利保障の基準が「条約」として明らかにされています。

国内においては、日本国憲法や児童福祉法において、子どもの人権の尊重や福祉の保障といった基本理念が示されました。また、昭和26年(1951年)に制定された「児童憲章」において、「児童は、人として尊ばれる」、「児童は、社会の一員として重んぜられる」との宣言がなされました。

その後、子どもの権利については、教育や福祉の分野で発展するとともに、平成6年(1994年)に「子どもの権利条約」を批准した後、平成11年(1999年)「児童買春、

児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成26年（2014年）に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」へ名称変更）が制定され、目的として初めて「児童の権利の擁護」が明記されました。さらに、平成12年（2000年）制定の「児童虐待^{（※18）}の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」においても、提案理由の中で、「子どもの権利条約の内容を尊重する」ことが盛り込まれ、実質的に子どもの権利を擁護するための法律となっています。

また、「児童福祉法」も順次改正され、虐待を受けた児童などに対する市町村の体制強化のため、関係機関が連携を図り対応を行う「要保護児童対策地域協議会」の設置が進められました。平成28年（2016年）における同法の改正においては、児童虐待に関する発生日防・対策・自立支援等の内容が盛り込まれています。

さらに、深刻化するいじめ問題に、学校が組織的に対応することはもとより、関係機関や地域社会が総がかりで対峙（たいじ）するため、基本的な理念や体制を整備する必要があることから、平成25年（2013年）には、「いじめ防止対策推進法」が施行されました。

平成26年（2014年）には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同法では、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備することを目的としています。

（2）玉名市の現状

いじめ防止対策推進法の制定により、本市では、国及び県のいじめ防止基本方針のもと、「玉名市いじめ防止基本方針」を策定しました。

それを受け、各学校では、学校ごとにいじめ防止基本方針を策定し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けた様々な取組を、学校総体として行っています。

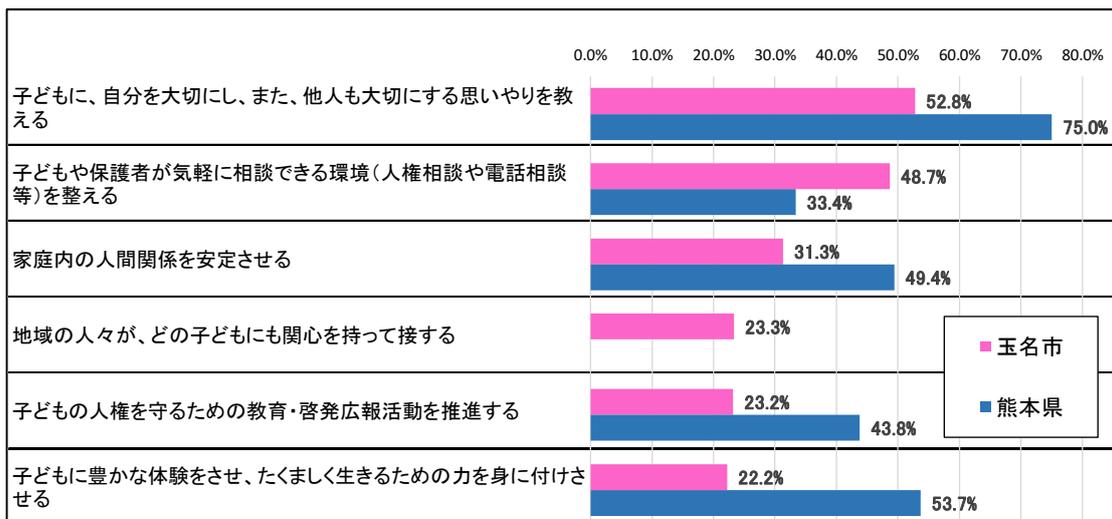
また、全ての中学校に適応指導教室指導員を配置し、教室に入れない生徒の自立に向けた指導・支援活動を行っています。指導員には年3回の研修を実施するなど、資質向上を図っています。

さらに、家庭児童相談員が、いじめや不登校の支援として、学校、教育事務所、スクールソーシャルワーカー^{（※19）}等と連携して検討会議を行っています。そして、家庭での療育環境に問題があるケースでは、家庭訪問による状況確認や相談を行っていますが、貧困や家族形態の変化など、問題が複雑化しており、対応に苦慮するケースも増加しています。

また、毎年8月に開催される玉名市人権教育研究大会に掲示する人権標語や人権ポスターを玉名市内の各保育所・小中学校に作成を依頼し、子どもたちに人権について考える場を提供しています。

市民意識調査での「子どもの人権に関して、現在、どのような問題が起きていると思いますか」の問いでは、「仲間外れや無視、身体への直接的な攻撃や嫌がること等のいじめを受けること」が76.7%、「いじめ、体罰や虐待を見てみぬふりをされること」が72.0%、「教師による体罰を受けること」が49.7%、「保護者による虐待や暴力を受けること」が26.3%となっており、市民が学校や家庭における問題を身近に感じていることが見受けられます。

「子どもの人権を守るために必要なことは、どのようなことだと思いますか」



※「平成28年度人権に関する市民意識調査(玉名市)」より

この問いでは、「子どもに、自分を大切にし、また、他人も大切にする思いやりを教える」が52.8%と最も高く、次いで「子どもや保護者が気軽に相談できる環境(人権相談や電話相談等)を整える」が48.7%、「家庭内の人間関係を安定させる」が31.3%、「地域の人々が、どの子どもにも関心を持って接する」が23.3%となっています。

【今後の方向性】

- ①学校におけるいじめの防止を目的とした、子どもやその保護者に対する更なる啓発活動の推進
- ②学校における児童・生徒に対する相談支援体制の充実及び教職員に対する研修会の内容の充実
- ③子どもに対する虐待に関して、早期発見や予防に努めるとともに、虐待を受けた子どもと、その加害者への適切な対応を行うことを目的とした、福祉・医療・教育現場・警察などの関係機関による更なる連携強化の推進
- ④子どもの人権を守るために、家庭や教育現場のみならず、地域や社会全体で、子どもの健全な成長を支えていくイメージの共有



人権の花フェスティバル

(3) 玉名市の取組

- ◇家庭教育においては、社会のモラルや道徳観が、人への思いやりを学ぶ上での基本となることから、玉名市家庭教育憲章^(※20)の理念に基づき、意識啓発を推進するとともに、人権について考える機会の創出に努めます。
- ◇家庭児童相談員を中心に、学校、教育事務所、スクールソーシャルワーカー等と検討会議を実施しながら、的確な支援を行います。また、家庭での療育環境に問題があるケースでは、家庭訪問による状況確認や相談を行います。
- ◇虐待の早期発見に努めるために、近隣住民、保育所（園）や小中学校との密な情報共有を推進するとともに、乳幼児健診や家庭訪問において、養育支援を必要とする家庭を早期に発見し、適切な支援を行います。また、里親制度の充実に努めます。
- ◇障がいを持つ子どもに対して、保護者とともに合理的配慮を確認し、よりきめ細かな個別の指導・支援が提供できるように努めます。また、通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒に対して個別の支援を提供する「特別支援教育支援員^(※21)」の配置人数の増員を検討します。
- ◇人権教育の推進とともに、保護者及び地域社会への啓発を行い、人権について考える機会の創出に努めます。
- ◇いじめや体罰など児童・生徒の人権を脅かす問題に対する相談体制の構築を図ります。
- ◇課題を抱えている家庭に対して適切な支援を行い、子どもの権利が守られるように努めます。

3 高齢者の人権

(1) 概要

我が国では、現在、世界に類を見ない速さで高齢化^(※22)が進んでいます。2014年（平成26年）には高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）が24.7%に達し、国立社会保障・人口問題研究所の平成29年（2017年）推計によると、2030年には31.2%にまで高齢化率は上昇し、3人に1人が65歳以上になると推測されています。

高齢化の進展に伴って、我が国では、認知症高齢者への対応や経済的な被害、虐待や孤立といった課題・問題が増加しています。

このような中、平成7年（1995年）12月に、「高齢社会対策基本法」が制定されました。同法では、①生涯にわたって、就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公平で活力ある社会、②生涯にわたって、社会を構成する重要な一員として尊重され、自立と連携の精神に立脚して形成される社会、③生涯にわたって、健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会の3項目の構築を基本理念として掲げ、同法に基づく「高齢社会対策大綱」を基本として、高齢者の雇用、年金、医療、福祉、教育、社会参加、生活環境

等の分野において、総合的な高齢社会対策がこれまでに進められてきました。

また、平成12年（2000年）には「介護保険制度」が導入され、高齢者の介護を社会全体で支えていく新たな仕組みが作られました。さらには、平成17年（2005年）に「介護保険法」が改正され、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防ケアマネジメントなどを総合的に行う「地域包括支援センター」の設置を市町村に義務付けました。

さらに、平成13年（2001年）12月には、より一層の対策を推進するための新しい「高齢社会対策大綱」が閣議決定されています。また平成18年（2006年）4月には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が施行されています。

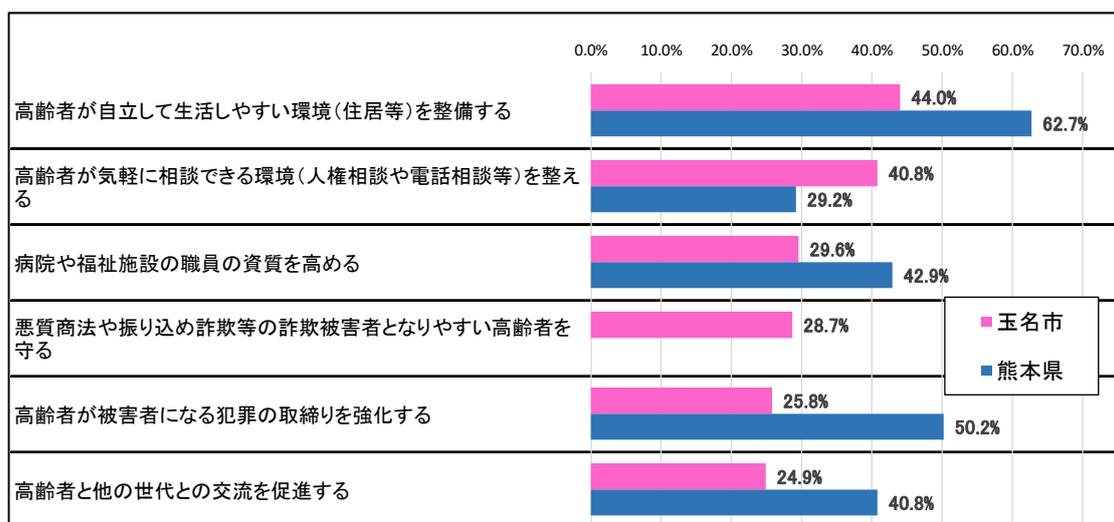
(2) 玉名市の現状

本市では、「玉名市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、全ての住民が安心して暮らせる長寿社会の実現に努めています。

また、高齢者が地域の公民館で健康づくりに取り組んだり、周囲の人とコミュニケーションをとることで、生きがいや楽しみにつながるように、高齢者の自立や社会参加促進を目的として、地域の公民館等で地域住民主体の介護予防事業を実施しています。

市民意識調査での「高齢者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか」の問いでは、「悪質商法や振り込め詐欺等の詐欺被害者となること」が58.9%、「病院や福祉施設において劣悪な処遇や虐待を受けること」が47.8%、「邪魔者扱いされ、つまはじきにされること」が29.3%となっており、市民が高齢者の立場の弱さに関係した人権侵害を問題視している状況がうかがえます。

「高齢者の人権を守るために必要なことは、どのようなことだと思いますか」



※「平成28年度人権に関する市民意識調査(玉名市)」より

この問いでは、「高齢者が自立して生活しやすい環境（住居等）を整備する」が44.0%と最も高く、次いで「高齢者が気軽に相談できる環境（人権相談や電話相談等）を整える」が40.8%、「病院や福祉施設の職員の資質を高める」が29.6%、「悪質商法や振り込め詐欺等の詐欺被害者となりやすい高齢者を守る」が28.7%となっています。

【今後の方向性】

- ①悪徳商法や振り込め詐欺といった悪質な犯罪の被害から高齢者を守ることを目的とした、本人やその家族に対する事例の周知や啓発の更なる推進
- ②認知症高齢者の財産を守ることを目的とした、成年後見制度等のさらなる普及
- ③福祉・医療従事者に対する啓発活動
- ④高齢者の孤立を防ぐことを目的とした、地域での見守りの推進や、相談支援体制の更なる充実

(3)玉名市の取組

- ◇元気な高齢者が社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながるため、高齢者の元気づくりのためのネットワークの強化を図り、さらに行政、大学、社会福祉協議会等の協力を得て、高齢者の積極的な社会参加を推進します。
- ◇玉名市包括支援センター等と連携して各種サービスを提供し、高齢者が自宅で安心安全な生活ができるように支援します。
- ◇継続して、認知症サポーター^(※23)の養成を小中学生などの若い世代に向けて重点的に推進します。
- ◇今後も住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が拡大していくように活動を推進します。



介護予防教室

4 障がいのある人の人権

(1) 概要

障がいのある人を含む全ての人々にとって、住みよい平等な社会づくりを進めていくためには、国や地方公共団体が障がいのある人に対する各種施策を実施してだけでなく、社会の全ての人々が障がいのある人について十分に理解し、必要な配慮をしていくことが求められています。

国際的には、国連において1971年（昭和46年）に「知的障害者の権利宣言」が、1975年（昭和50年）に「障害者の権利宣言」が採択され、これを契機に1976年（昭和51年）には、1981年（昭和56年）を「国際障害者年」とする決議が採択され、障がい者の社会への完全参加と平等の確保が各国に呼びかけられました。さらに、1983年（昭和58年）から10年間を「国連・障害者の10年」と位置付け、「ノーマライゼーション」の理念が世界各国に広がっていきました。また、2006年（平成18年）12月に「障害者権利条約」が採択されました。

国では、昭和57年（1982年）に「障害者対策に関する長期計画」が策定され、また、平成5年（1993年）には「障害者基本法」が施行されました。この法律では、「全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されていること」と規定されており、リハビリテーション^(※24)とノーマライゼーションの理念のもとに福祉施策を展開しました。

また「障害者基本法」の制定に併せた「障害者対策に関する新長期計画」の策定や、平成7年（1995年）策定の「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」など、長期的視点に立った障がい者施策の取組が図られ、平成14年（2002年）12月に新しい「障害者基本計画」と併せて、同基本計画の前期5年間に係る「重点施策実施5か年計画」が策定されました。

平成18年（2006年）4月には「障害者自立支援法」が施行され、障がいのある人が自立し地域で安心して暮らせる社会の実現を目指すための施策方針を示し、さらに平成25年（2013年）4月には障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に名称を変更し、その基本理念も障がいのある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるように総合的に支援することを目的としたものへと改められました。

平成28年（2016年）4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、各行政機関等や事業者において、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供をはじめとする取組が行われています。

(2) 玉名市の現状

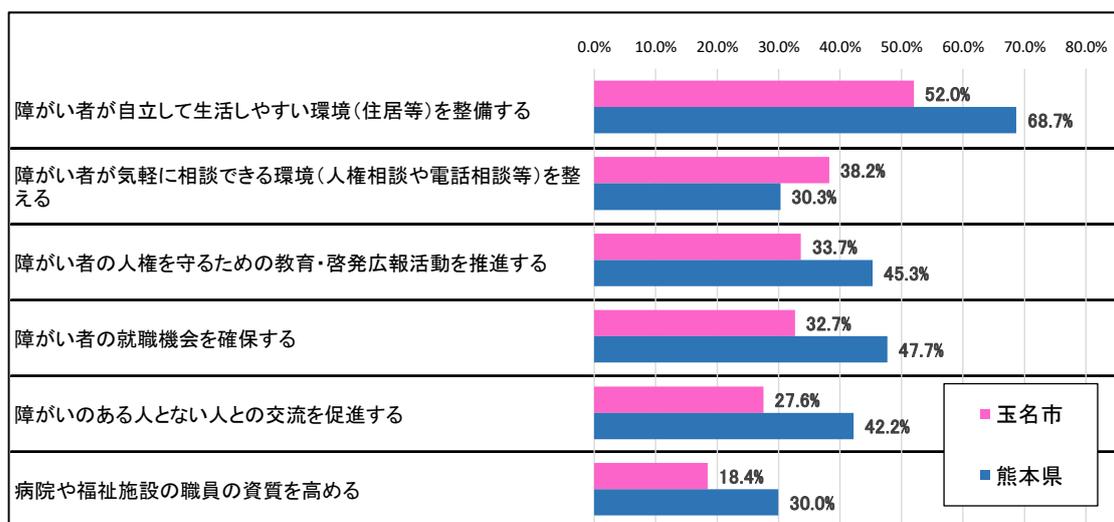
本市では、障がいの有無に関係なく、全ての子ども達が共に学ぶ「インクルーシブ教育システム^(※2.5)」の構築に取り組んでいます。各学校では、一人ひとりの子どもに応じたきめ細かな指導の準備を行い、「わかる授業」を提供できるように、教職員の研修等に取り組んでいます。

特別支援学級については、特別支援学級の子どもたちと通常学級の子どもたちが同じ空間で学べる機会を増やし、交流学习等も積極的に行っています。

また、「玉名市障がい者計画・玉名市障がい福祉計画・玉名市障がい児福祉計画」を策定し、障がいがある人が地域で安心して生活することができるように、様々なニーズに対応した施策を推進しています。

市民意識調査での「障がい者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか」の問いでは、「人々の障がいに対する理解が足りないこと」が56.2%、「就職活動や職場で不利な扱いを受けること」が51.3%、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」が35.3%、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」が34.9%となっており、市民が様々な場において、障がい者に対する差別や周囲の理解不足を感じている状況がうかがえます。

「障がい者の人権を守るために必要なことは、どのようなことだと思いますか」



※「平成28年度人権に関する市民意識調査(玉名市)」より

この問いでは、障がい者の人権を守ることについては、「障がい者が自立して生活しやすい環境(住居等)を整備する」が52.0%と最も高く、次いで「障がい者が気軽に相談できる環境(人権相談や電話相談等)を整える」が38.2%、「障がい者の人権を守るための教育・啓発広報活動を推進する」が33.7%、「障がい者の就職機会を確保する」が32.7%となっています。

【今後の方向性】

- ①障がいに対する差別や偏見をなくすための、障がいに対する正しい知識の普及や相互理解の促進
- ②就職機会や職場での、障がいのある人に対する差別をなくすことを目的とした、事業所に対する理解促進

(3)玉名市の取組

◇平成29年度に策定した「玉名市障がい者計画」に基づいて、障がいのある人が、住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまちづくりの推進を図ります。

◇障害者差別解消法の施行により、市がサービスを提供する時などに、障がいを理由とした差別的取り扱い等がないように、要領を定めて、その周知及び徹底を図ります。

5 同和問題

(1)概要

同和問題は、日本社会の歴史的な過程の中で生み出され、日本の一部の国民が長い間に渡って様々な場面で差別を受けている、我が国固有の重大な人権問題です。

国においては、昭和35年（1960年）に「同和対策審議会設置法」が制定され、同和対策審議会が設置されました。昭和40年（1965年）には、同和対策審議会が全国の同和地区の実態調査を行い、「同和対策審議会答申（※26）」が出されました。その答申では、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」としています。

昭和44年（1969年）に「同和対策事業特別措置法」が制定され、国は国策として同和対策事業を推進することとなり、その後33年間にわたり「地域改善対策特別措置法」、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、「地対財特法」という。）等に基づき、地域改善対策（特別対策）事業を実施してきました。

平成8年（1996年）には地域改善対策協議会より「地域改善対策協議会意見具申」が出され、特別対策の終了と一般対策への移行の方向性が示されました。その中では、今後の施策の基本的な方向として「差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進」や「人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化」等が示されました。

平成14年（2002年）3月に「地対財特法」は失効し、国策としての同和対策事業は終了しましたが、その後は各自治体によって地域の実情に応じた施策が適宜適切に実施されることになりました。

平成28年（2016年）12月には、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を

実現することを目的に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行され、その中で国や地方公共団体の責務が示されるなど、相談体制の充実等の更なる取組が求められています。

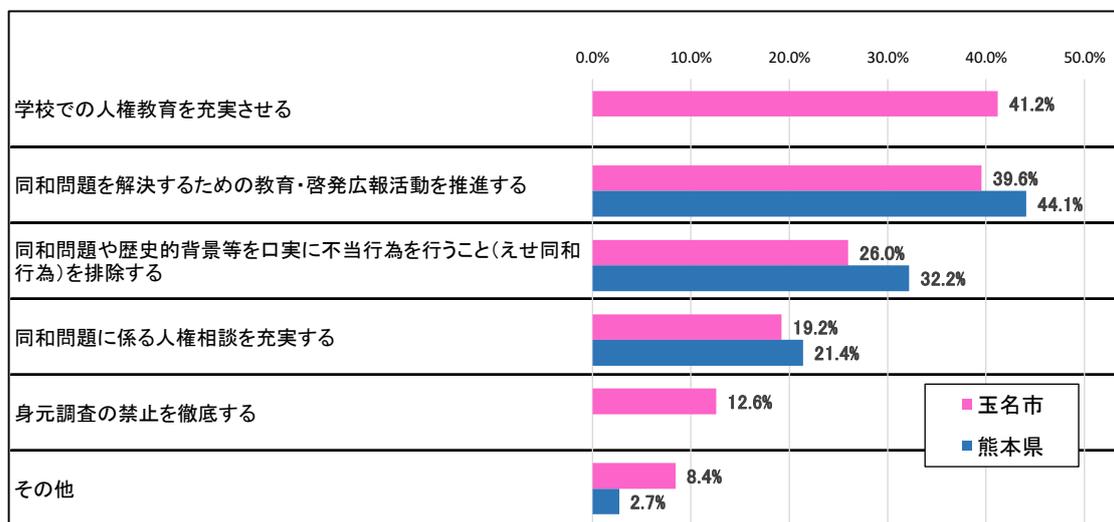
(2) 玉名市の現状

本市では、同和問題をはじめとした様々な人権問題の解決を目指す目的で、昭和50年（1975年）に関係団体で組織された「玉名市人権教育推進協議会」を中心に、関係団体と連携を図りながら、差別や偏見の解消に向けた市民の人権問題に対する正しい理解と認識を深める取組が行われています。当協議会では、就学前人権教育、学校人権教育、社会人権教育の3部会を柱として、様々な研究や実践並びに種々の講演会、研修会等が実施されています。

啓発については、同和問題を重大な人権問題であるとして、その解決に向けた取組を推進するとともに、あらゆる人権問題の解決に向け、総合的・計画的に関係機関や市民とさらなる連携を図りながら、積極的な推進に努めています。

市民意識調査での「同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか」の問いでは、「結婚問題で周囲の反対等を受けること」が43.4%、「わからない」が28.7%、「身元調査をされること」が26.2%、「差別的な言動をされること」が22.9%となっており、市民は日常の様々な場面で、いまだに差別的な扱いがあることを感じていると思われま

「同和問題の解決に必要なことは、どのようなことだと思いますか」



※「平成28年度人権に関する市民意識調査(玉名市)」より

この問いでは、「学校での人権教育を充実させる」が41.2%と最も高く、次いで「同和問題を解決するための教育・啓発広報活動を推進する」が39.6%、「同和問題や歴史的背景等を口実に不当行為を行うことを排除する」が26.1%となっています。

【今後の方向性】

- ①同和問題に対する正しい理解と認識が広まるための、更なる啓発活動の推進
- ②同和問題に関する正しい知識と理解を得るための、地域における研修会や学習会といった多様な学習機会の創出

(3)玉名市の取組

- ◇人権擁護委員と連携をしながら、同和問題解決や差別意識の撤廃に向けての啓発や周知を推進します。また、人権・同和問題に対する理解を深めるため、隣保館の施設を活動の拠点として、教養講座や研修会等を行い、人権教育・啓発を実施します。
- ◇保育士・教職員を対象とした研修会を提供し、就学前の人権教育の推進に努めます。また、幼・保等、小、中学校等の連携をより進めることで、就学前教育の充実を図るとともに、各職域のネットワークの構築を推進し、情報共有をより深めることで適切な支援を行います。
- ◇学校人権教育部会を中心として、同和問題をはじめとする人権問題についての全教職員の認識を深め、充実した指導体制を確立します。また、研修等に教職員が積極的に参加し、人権問題の実態を把握できるように努めます。
- ◇「玉名市人権教育研究大会（講演会）」の開催や、市内保育所・小中学校を対象とした「家族でつくろう人権標語」「人権啓発ポスター」の募集、人権週間における街頭啓発及び社会生活の場における人権教育・啓発の推進に努めます。



玉名市人権教育研究大会

6 外国人の人権

(1) 概要

日本国憲法では、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されているものを除き、日本に在留する外国人についても、等しく基本的人権を保障しています。

我が国に入国する外国人は増加しており、平成28年（2016年）には約2,322万人（再入国者含む）と過去最高となっています。こうした中、言語、宗教、習慣等の違いから、外国人をめぐる様々な人権問題が発生している状況です。

また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして、社会的に高い関心を集めている状況にあります。

国においては、平成18年（2006年）に、グローバル化の進展を背景に「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、国籍や民族などの違いを超えて互いの文化の差異を認め合い、対等な関係を築いて共に生きる多文化共生の地域づくりを推進しています。

また、法務省では外国人に対する偏見・差別を解消し、国際化時代にふさわしい人権意識を育てることを目指して、「外国人の人権を尊重しよう」を強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子等の配布等、各種啓発活動を実施しています。

また、平成28年（2016年）に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行され、外国人に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進しています。

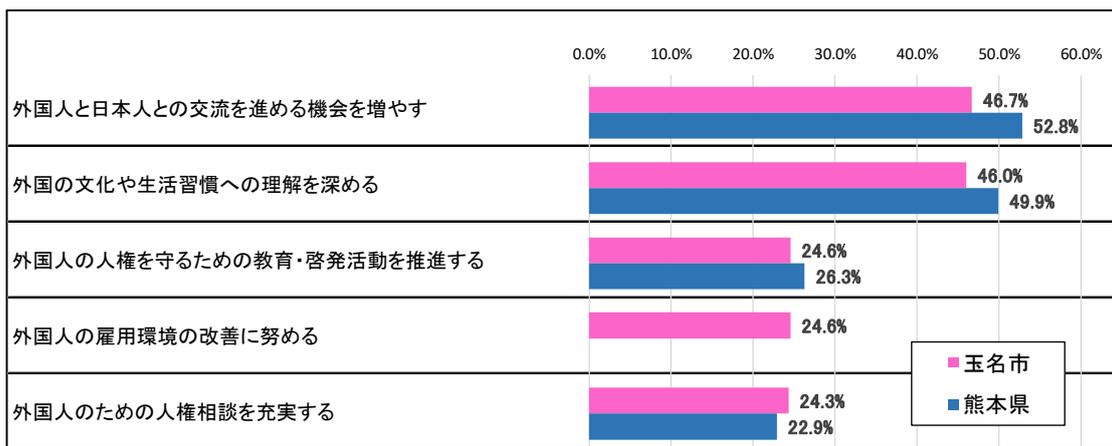
(2) 玉名市の現状

本市では、平成29年（2017年）4月現在、605人の外国人が住民基本台帳に登録されています。しかしながら、大半が外国人技能実習制度により来日した実習生であり、滞在期間中において自国民内のコミュニティでの交流に終始している傾向があります。

また、近年、家族構成の国際化などにより、出生や婚姻等の様々な国際的な渉外事案数が多くなってきており、様々な問題への明確かつスピーディーな対応が困難になっています。そのような事案が年々増加傾向にあるため、それぞれの各国籍者の方に適した対応を行うための方策を検討することが必要となっています。

市民意識調査での「日本に居住している外国人に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか」の問いでは、「文化や生活習慣の違いが受け入れられないこと」が30.0%、「わからない」が29.7%、「就職・職場で不利な扱いを受けること」が25.4%となっており、外国人と市民の相互理解が不足している様子がうかがえます。

「日本に居住する外国人の人権を守るために必要なことは、どのようなことだと思いますか」



※「平成28年度人権に関する市民意識調査(玉名市)」より

この問いでは、「外国人と日本人との交流を進める機会を増やす」の割合が46.7%と最も高く、次いで「外国の文化や生活習慣への理解を深める」が46.0%、「外国人の人権を守るための教育・啓発活動を推進する」と「外国人の雇用環境の改善に努める」がともに24.6%となっています。

【今後の方向性】

- ①外国人に対する差別や偏見をなくすための、外国人との相互理解を深めることを目的とした交流会や啓発活動の推進
- ②市民が、外国人の人権に関する正しい知識を持つことができるような、事業所や学校、地域等に対する広報・啓発活動や学習機会の提供

(3)玉名市の取組

- ◇外国人来庁者があった場合、内容に応じた相談窓口等への適切な案内や、相談内容等の聞き取りを的確に行うことができるように、体制の整備に努めます。
- ◇当市の国際交流協会等を通じて、国際交流活動の支援に取り組みます。また、交流の機会や参加人数を増やすことで、言語、文化、宗教、習慣及び価値観の違いを相互理解できるように努めます。



玉名国際交流協会の活動

7 インターネットによる人権侵害

(1) 概要

インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現を掲載したりするなど、人権に関わる様々な問題が発生しています。

国は平成14年(2002年)に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」を施行し、個人に関する権利が侵害された場合には、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示請求ができるようになりました。

また、平成11年(1999年)には、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成26年(2014年)に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」へ名称変更)」が公布され、児童買春、児童ポルノに係る行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等も定められました。

さらに、平成26年(2014年)には同法の改正により、インターネット事業者は児童ポルノに係る被害防止の措置を講ずることに努めることと定められるとともに、元交際相手の性的な画像などをインターネット上に流出させる「リベンジポルノ」に罰則を設ける「私的性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」も制定されています。

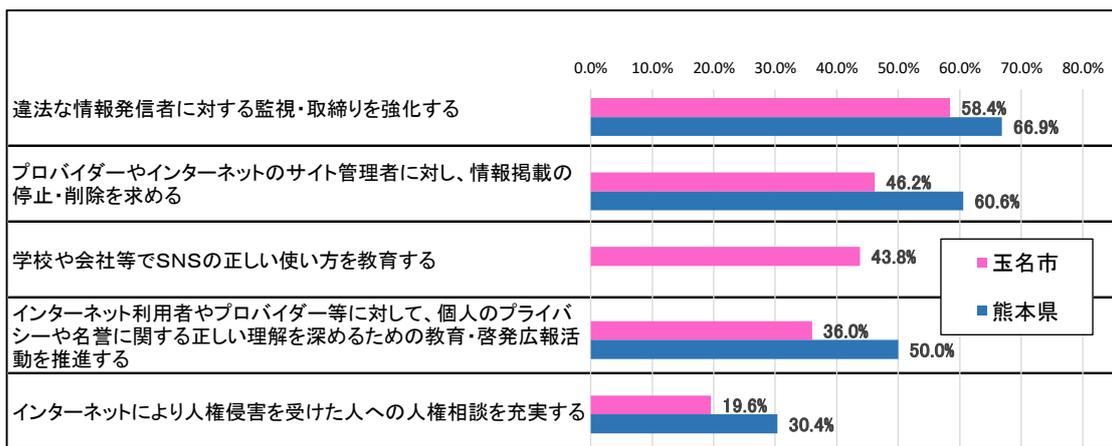
(2) 玉名市の現状

本市においても、スマートフォン等のモバイル端末を所有する人が増加しており、インターネットを悪用した誹謗中傷やプライバシー侵害に関する事例も近年発生しています。

また、インターネット利用者の低年齢化が進み、子どもに関係した問題や事件も増加していることから、インターネットの危険性に対する市民の意識も高まりつつあると思われます。

市民意識調査での「インターネットによる人権侵害に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか」の問いでは、「他人を誹謗中傷(ひぼうちゅうしょう)する情報が掲載されること」が67.8%、「出会い系サイト等犯罪を誘発する場となっていること」が49.6%、「SNS^(※27)により、プライバシーに関する情報が掲載されること」が45.0%となっており、プライバシー漏洩や、顔が見えない相手とのやり取りに関する危険性についての認識が高まっていることがうかがえます。

「インターネットによる人権侵害を解決するために必要なことは、どのようなことだと思いますか」



※「平成28年度人権に関する市民意識調査(玉名市)」より

この問いでは、「違法な情報発信者に対する監視・取締りを強化する」が58.4%と最も高く、次いで「プロバイダーやインターネットのサイト管理者に対し、情報掲載の停止・削除を求める」が46.2%、「学校や会社等でSNSの正しい使い方を教育する」が43.8%となっています。

【今後の方向性】

- ①インターネットの利用についての個人のプライバシー保護や、必要な情報モラルに関する啓発活動の推進
- ②インターネットに関する人権侵害があった場合に、適切な対応ができる相談支援体制の充実や、関係機関とのスムーズな連携など、被害者に対する支援体制の更なる充実

(3)玉名市の取組

- ◇児童・生徒及びその保護者に対して、インターネットを利用する際のモラルやルールについての啓発を実施します。
- ◇インターネットにおける人権侵害に関する相談があった場合に、適切な対応ができるように支援体制を整えます。
- ◇個人情報の取扱いに関して、市職員に対する研修機会を設け、個人情報の取扱いに関する意識向上に努めます。
- ◇市公式ホームページについては、公開前に記事の表現や写真の確認を行い、表現や個人情報等に関するチェックを行います。

8 水俣病に関する人権

(1) 概要

水俣病については、昭和31年(1956年)5月、初めて患者の発生が報告されました。水俣病は、水俣市にある工場から、化学製品の原料(アセトアルデヒド)の製造工程で副生したメチル水銀が工場排水とともに排出され、そのメチル水銀を取り込んだ魚介類を人々が知らずにたくさん食べたことが原因で発生し、その年の末には、52人の患者が確認されました。

その後、昭和43年(1968年)に公害として認定され、平成16年(2004年)に、水俣病の被害の拡大を防止できなかったことに関して、国と熊本県の責任が裁判によって確定しています。

県は、平成21年(2009年)7月に成立した「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づき、平成22年(2010年)5月から救済の受付を開始しました。平成26年(2014年)8月には全ての判定が終了し、3万7千人を超える方々が特措法による救済を受けることになりました。

水俣病の問題によって、住民の健康被害だけでなく、風評による偏見や差別の問題も生じており、国及び県は、正しい理解を広めるための啓発活動を続けています。現在は水俣市に、「水俣市立水俣病資料館」や「国立水俣病情報センター」等が開設されており、水俣病に関する正しい知識や理解を深めるための取組を推進しています。

(2) 玉名市の現状

市民意識調査での「水俣病に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか」の問いでは、「わからない」が38.7%、「差別的な言動をされること」が36.2%、「就職・職場で不利な扱いを受けること」が25.3%となっており、今後も正しい知識や理解を広めることが必要であると考えられます。

【今後の方向性】

- ①水俣病に関する正しい知識を身につけ、理解を深めることを目的とした、水俣病自体やその発生地域に関する学習機会や啓発活動の更なる充実。

(3) 玉名市の取組

◇水俣病に関する正しい理解を深めることを目的として、講演会の開催や研修機会の確保など、様々な手段で広報・啓発活動に取り組みます。

◇市内の小学校5年生全員を対象に「水俣に学ぶ肥後っ子教室」を実施し、子どもたちの水俣病に対する正しい理解を図ると同時に、環境問題への意識を高めます。

9 ハンセン病回復者等の人権

(1) 概要

ハンセン病とは、らい菌によって引き起こされる病気です。かつては「らい病」と呼ばれ、「人に伝染しやすい病気」という誤った理解が社会に広められました。実際の感染力は極めて低く、現在では治療方法が確立している病気です。本県には、全国最大規模のハンセン病療養所である「国立療養所菊池恵楓園（※28）」があり、229人（平成30年（2018年）2月1日現在）が暮らしています。

国においては、明治40年（1907年）に「らい予防法」を制定し、発病した人はハンセン病療養所に強制的に終生隔離するなどの行為を行いました。このことに伴い、患者は、非人間的な扱いを受け、患者と家族はいわれなき差別と偏見に苦しめられてきました。

この法律は平成8年（1996年）に廃止され、平成13年（2001年）には、強制的な隔離政策に対して療養所の入所者などが提訴していた裁判で、国の賠償責任を認める判決が熊本地方裁判所より出されました。国は控訴を断念し、同年に「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が定められ、損失補償や名誉回復などを国が行うこととされています。

さらに、平成21年（2009年）には、偏見や差別の解消を更に推し進めるため、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されています。同法の制定により、国立療養所の土地及び施設・設備を、地域住民等へ開放することができるようになりました。

(2) 玉名市の現状

市民意識調査での「ハンセン病回復者・患者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか」の問いでは、「わからない」が36.2%と最も高く、次いで「ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと」が32.7%、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」が29.7%となっています。

【今後の方向性】

- ①ハンセン病に関する、これまでの経緯に対する認識や理解を深めることを目的とした、学校や地域、職場といった様々な場における幅広い啓発活動の推進

(3) 玉名市の取組

◇国及び県の方針に従って、ハンセン病に関する正しい知識の普及と啓発を図ります。

10 HIV感染者・難病患者等の人権

(1) 概要

HIV感染症は、感染力も強くなく、現在では医学の進歩により、投薬によってエイズの発症を遅らせることが可能となっています。

しかしながら、現在でもHIV感染症に対する正しい理解は十分とはいえない状況であり、この感染症にかかった患者や回復者が、周囲の人々の誤った知識や偏見等により、日常生活、職場、医療現場等で差別やプライバシー侵害等を受ける問題が起きている状況です。

国では毎年、WHO（世界保健機関）が1988年（昭和63年）に制定した世界エイズデーである12月1日に、エイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を目的とした啓発活動を実施しています。

また、難病対策として平成27年（2015年）に「難病の患者に対する医療等に関する法律」及び「児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、医療費助成制度や患者の療養生活の支援等に関する取組が実施されています。

(2) 玉名市の現状

本市では、毎年12月1日の「世界エイズデー」に合わせて、ポスター掲示を行うと同時に、エイズ及びHIV検査について広報紙に掲載を行っています。

また、リーフレット等の多様な媒体を使って、様々な啓発活動を実施しています。

市民意識調査での「HIV感染者（エイズ患者を含む）及び難病患者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか」の問いでは、「わからない」が46.2%と最も高く、次いで「結婚問題で周囲の反対を受けること」が28.4%、「就職・職場で不利な扱いを受けること」が24.9%となっています。

【今後の方向性】

①HIVや難病に対する正しい知識を身につけ、理解をより深めることを目的とした、更なる啓発活動の推進

②HIV感染者や難病患者が安心して生活することができるような、社会全体の理解の促進

(3) 玉名市の取組

◇市民がHIV感染者や難病患者に対する理解を深めることができるように、情報提供を中心とした啓発活動を推進します。

11 災害時に関する人権

(1) 概要

平成28年熊本地震における熊本県内の被害は記憶に新しく、現在も多くの県民が仮設住居等への居住を余儀なくされている状況です。

このような自然災害の発生時には、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等といった避難行動要支援者への配慮が重要であり、市民が避難所での生活を余儀なくされる場合においても、プライバシーに対する配慮といったことが求められています。

(2) 玉名市の現状

市民意識調査での「災害時に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか」の問いでは、「避難所生活でプライバシーが守られないこと」が70.7%と最も高く、次いで「要支援者（障がいのある人、高齢者、乳幼児、妊産婦等）に対して、十分な配慮が行き届かないこと」が65.9%、「支援や被災状況などの必要な情報が行き届かないこと」が49.8%となっています。

【今後の方向性】

- ①災害時における避難所等のプライバシーを守る体制づくりの検討
- ②要支援者に対する配慮を広めることを目的とした、更なる周知・啓発の推進

(3) 玉名市の取組

◇市が策定する「避難行動要支援者避難支援計画」に基づいて、要支援者の人権が侵害されることがないように支援します。

◇災害が起きた際、避難所において個々のプライバシーが保てるように配慮します。また、避難所に保健師を十分に配置できるように検討及び準備を行います。

12 様々な人権問題

(1) 北朝鮮当局による拉致問題

北朝鮮当局による日本人拉致は、我が国に対する主権侵害であるとともに重大な人権侵害です。

平成18年(2006年)6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、政府及び地方公共団体は拉致問題、その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものと定められました。

市民意識調査での「北朝鮮当局によって拉致された被害者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか」の問いでは、「被害者とその家族が、一緒に生活するという当然の権利を奪われていること」の割合が66.4%と最も高く、次いで「身体や居住移転の自由が奪われ、帰国できないこと」が64.3%、「被害者の家族が、被害者に関する情報を全く得ることができないこと」が63.2%となっています。

今後は、拉致問題及び北朝鮮当局による人権侵害に関する市民の関心と認識を高めるために、情報提供及び啓発活動を更に推進する必要があります。

(2) 性的マイノリティに関する人権

性的マイノリティとは、性的少数者を総称する言葉で、具体的には、性同一性障害、トランスジェンダー、同性愛者、両性愛者等が含まれます。性的マイノリティの人たちは、これまで社会において周囲の理解が得られず、差別的な扱いを受ける場合が多くありました。現在では、そのような差別が不当なことであるという認識が広がりつつありますが、いまだ偏見や差別が起きている状況です。

このような状況の中、国では平成15年(2003年)7月、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(性同一性障害者特例法)」が公布され、平成16年(2004年)7月から施行されました。この法律では、性同一性障がい者であって一定の条件を満たす者については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができることが明記されています。

市民意識調査での「性同一性障がいや性的指向(異性愛、同性愛、両性愛)^(※30)に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか」の問いでは、「性的指向の多様性に対する理解が足りないこと」が41.1%と最も高く、次いで「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」が34.3%、「わからない」が32.6%となっています。

今後は、性的マイノリティに対する市民の理解を深めるための啓発活動を推進するとともに、性的マイノリティの人がありのままの自分で安心して生活できるような社会を目指して、様々な取組を進める必要があります。

(3) 犯罪被害者等の人権

犯罪被害者やその家族は、犯罪によって肉体的、精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、追い打ちを掛けるように、興味本位のうわさや心ない中傷等により名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの問題が起きています。

国は犯罪被害者への人権対策として、平成16年（2004年）12月に、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「犯罪被害者等基本法」を制定しました。

また、平成17年（2005年）12月には、「犯罪被害者等基本計画」（第1次）が策定され、毎年11月25日から12月1日までの1週間を「犯罪被害者週間」として、国民の理解を深めることを目的とした様々な取組が実施されています。

さらに、平成27年（2015年）には、犯罪被害者等の権利がさらに守られる社会を目指し「第3次犯罪被害者等基本計画」が策定されています。

市民意識調査での「犯罪被害者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか」の問いでは、「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなったりすること」が57.4%と最も高く、次いで「犯罪行為による精神的なショックのため、日常生活に支障をきたすようになること」が57.0%、「事件のことにに関して、周囲にうわさ話をされること」が55.1%となっています。

今後は、犯罪被害者やその家族の権利が守られ、安心して生活することができるように、市民の理解を深めるための啓発活動を推進することが必要です。

(4) 刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く存在しており、社会生活を送るにあたって様々な困難に直面しています。

市民意識調査での「刑を終えて出所した人等の人権に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか」の問いでは、「更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在すること」が49.7%と最も高く、次いで「就職・職場で不利な扱いを受けること」が46.2%、「悪意のある噂が流されること」が39.1%となっています。

今後は、刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別を解消できるように、理解の促進を目的とした啓発活動を推進する必要があります。

(5) アイヌの人々の人権

アイヌの人々は、北海道などに先住していた民族であり、独自の歴史や伝統、文化をもっていますが、明治以降のいわゆる同化政策の中で、狩猟や漁労、アイヌ語の使用など伝統的な生活活動や生活慣行の禁止や制限が行われました。

我が国では、アイヌ民族の生活や教育を支援するための新法制定を検討しており、アイヌの人々の文化振興や生活向上支援に関する法的な整備を進めています。

今後は、アイヌの伝統等に関する知識の普及啓発に努めるとともに、アイヌの人々に対する偏見や差別の解消に向けた啓発活動を推進する必要があります。

第4章 人権教育・啓発の推進

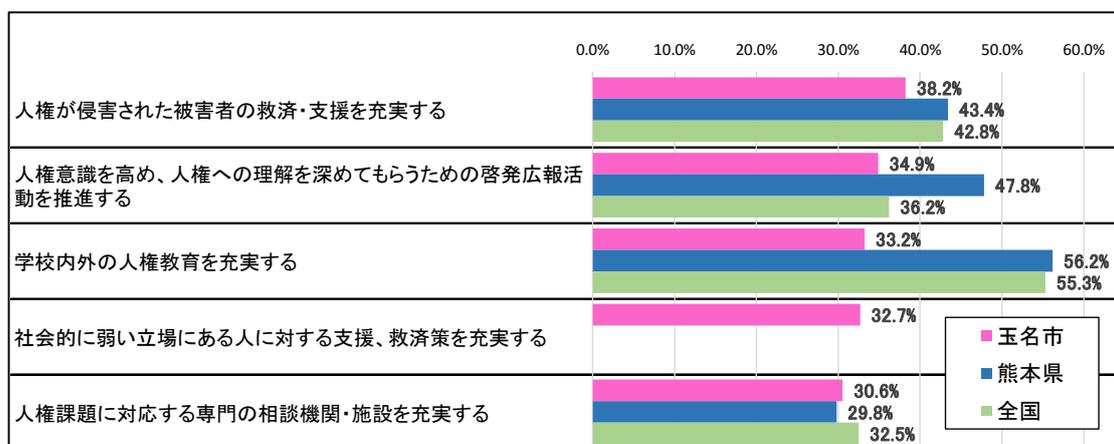
人権教育・啓発には、人々が様々な人権問題に対する知識を身につけ、社会のあらゆる場で人権尊重の意識が根つき、人権の大切さについて共通の認識を育てるという目的があります。

人権問題について知っていても、どこが問題なのか、どういう行動をしなければいけないのかという具体性に欠け、「『人権』という抽象的なものを何となく知っている」だけにとどまっているのが現状です。重要なのは、人権を実体として捉えることです。

全ての市民が人権について正しい認識を持ち、それらの認識が、日常生活の中での態度面、行動面等に確実に根付くことによって人権侵害のない社会が実現されるように、人権教育・啓発の様々な取組を推進することが重要です。

市民意識調査での「人権課題の解決に向けて、どのようなことに力を入れていけばよいか」の問いでは、「人権が侵害された被害者の救済・支援を充実する」が38.2%と最も高く、次いで「人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうための啓発広報活動を推進する」が34.9%、「学校内外の人権教育を充実する」が33.2%となっており、人権問題の解決に向けて、救済策の構築と同時に教育と啓発に力を入れるべきとの回答の割合が高い結果となっています。

「人権課題の解決に向けて、どのようなことに力を入れていけばよいと思いますか」



※「平成28年度人権に関する市民意識調査(玉名市)」より

1 あらゆる場における人権教育・啓発

(1) 学校等

人権教育の推進のためには、子どもたちに「自らを律し、他人と共に協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性」と「たくましく生きるための健康な身体」を育てていくことが大切です。

そのため、学校教育においては、幼児・児童・生徒の発達段階に応じて、それぞれの教育活動を通じ、人権尊重の意識を高めるための教育が行われています。

同和問題をはじめとする様々な人権問題については、教職員に正しい基本的認識を深めるための研修等を学校総体で実施しており、保護者に対しては、年に1回、人権教育の授業参観を実施しています。

また、学校人権教育部会を組織し、毎年11月には人権学習授業実践交流会を実施し、市内全教職員で授業研究会を行うなど、人権教育に関する授業改善に取り組んでいます。授業担当学校を持ち回りにすることで、全ての教職員の人権学習に関する授業力向上を図っています。

なお、本市では、部落問題に関する共通教材を学年ごとに指定して、市内の全学校において同一歩調で授業実践を行っています。

【玉名市の取組】

◇一人ひとりを大切にす教育の充実と、学校、家庭、地域社会と連携した教育体制の整備を推進します。また、新学習指導要領で示された「新しい教科 道徳」の教科化に伴い、いじめ問題を題材とした「考え、議論する」授業づくりに学校総体として取り組みます。

◇授業実践交流会を継続実施することで、玉名市立の小中学校における人権学習のさらなる充実と教職員一人ひとりの基本的認識及び授業力・指導力の向上を図ります。

(2)家庭

近年の少子化・核家族化などの社会情勢の変化に伴って、家庭における教育機能の低下が指摘されています。そして、その中で起こる過保護・過干渉・放任・虐待などの問題や子育ての孤立化に起因する親の不安やストレスが子どもの心理に大きな影響を与えています。

自分に自信をもつことができず、自分自身を大切に思う気持ちがなければ、他人を大切にすることはできず、人権意識の芽は育ちません。

【玉名市の取組】

◇家庭において育まれる人権意識の重要性を考え、子どもの養育に関する悩みを抱える家庭に対して、相談窓口等の機能の充実を図り、地域で家庭を見守ることができる体制づくりに努めます。

◇人権教育の取組は、家庭においても理解されることが必要です。学校と家庭の連携が不可欠であり、PTA活動等を通じて理解が深められる活動を支援します。

◇子育てや家庭教育は母親と父親の区別なく取り組むものという認識のもとに、父親に対しても家庭教育への参加を促す啓発活動や学習機会の提供に努めます。

(3) 地域社会

市民一人ひとりが、より充実した生活や豊かな人生を過ごすためには、その基盤として人権意識が根づいていなければなりません。これまで長年にわたり実施してきた人権教育・啓発の推進により、市民の人権問題に対する理解と認識は深まってはいるものの、なお十分とはいえず、市民一人ひとりの人権が大切にされる社会を目指した、積極的な教育啓発活動が大切です。その場合、単に知識伝達だけの教育啓発から、人権問題を自分のものとして捉え、自分なりに行動できるための啓発が求められます。

【玉名市の取組】

◇地域で活動する様々な主体と連携をとりながら、支援と協力を図り、十分な研修の機会ができるように努めます。また、地域におけるリーダーとなる人たちの人権啓発研修と育成に努め、効果的な啓発活動を推進します。

◇行政・学校・住民・企業など地域社会を形成するそれぞれの立場において、様々な人権問題や人権教育に対する関心が高まるように、周知・啓発を推進します。

(4) 企業・職場等

企業は、その存在、企業活動、営業活動などを通じ、地域や市民と深い関わりをもち、社会性、公共性を有しています。したがって、企業活動における差別事象はもちろんのこと、企業内における差別発言やセクシャルハラスメントなどの人権侵害をなくし、一人ひとりの人権意識の高揚を図ることは、企業における社会的な責任となっています。

また近年、その社会的責任についての自覚に基づく行動が求められ、地域環境の保全、男女共同参画社会の実現、高齢化社会への対応などに果たすべき役割をはじめ、採用選考、任用などに関しても、基本的人権に配慮した対応が求められています。

本市では、玉名市内全体の事業所や企業を取りまとめた組織がないため、玉名商工会議所や商工会の加入者及び誘致企業等への啓発は行い易い反面、未加入の店舗等への啓発が困難であるといった課題があります。

【玉名市の取組】

◇企業等の主体的な人権問題への取組を促進するため、あらゆる機会を通じて、様々な人権問題について、情報提供を行うほか、人権問題講演会や研修会等への参加を促したり、社会奉仕の体験活動や高齢者、障がい者等との交流活動への働きかけを行ったりするなど、人権意識の高揚に努めます。

◇家族農業経営において、女性農業者を含む家族みんなが主体的に経営に参加できるように、家族経営協定^(※31)の締結を促進します。

◇玉名商工会議所や商工会加入者その他各種協議会を通して啓発活動を実施します。

◇全ての人々の就職の機会均等を保障するための公正な採用選考の促進に向けた啓発に努めるとともに、「労働基準法」や「男女雇用機会均等法」、「高齢者等の雇用の安定等に関

する法律」、「障害者の雇用の促進等に関する法律」などの法制度や施策の周知を図り、雇用の促進に努めます。

2 特定職業従事者に対する人権教育・啓発

(1)市職員

市職員は、全体の奉仕者として常に人権尊重の視点に立って職務を遂行することが求められています。単に知的理解にとどまるのではなく、職員一人ひとりが豊かな人権感覚を身につけることが必要であることから、「同和問題研修」など、人権問題に関する職員研修を実施しています。

しかし、急速に進行する高齢化や国際化の問題など社会を取り巻く環境の変化や、市職員が地域に密着した様々な市民サービス業務に従事していることなどを考えると、人権を尊重した行政を的確に行うことが一層求められています。

このような視点から、職員の育成に関する基本的な方針とその具体的方策を示した「玉名市人材育成基本方針」に基づき、職員研修の充実や人事評価制度を通じた人材育成など、職員の資質向上に向けた取組を行っています。

【玉名市の取組】

◇市職員に対して、階層別研修や派遣研修を実施し、人権に配慮した市民サービスを遂行できるように努めます。また、定住自立圏（玉名市、玉東町、南関町、和水町）内においての合同研修を開催し、職員の更なる資質向上に努めます。

(2)教職員

教職員は、それぞれが人権に関する豊富な知識を有し、かつ、子どもたちにそれを正しく伝えるという大事な役割を担っています。

そのため、教職員各々の指導力や人権意識を高めることは大変重要であり、教職員の研修機会の確保や研修内容の充実は、人権教育において欠かすことができない重要な事項です。

本市では、各学校において、人権尊重の精神に立った学校づくりに向け、校長のリーダーシップのもと、人権教育主任を中心に人権教育の推進体制の強化を図り、情報の適切な共有化を図りながら組織的に人権教育に取り組んでいます。

また、学校人権教育部会において、年に4回の人権教育主任会を開催し、学校における人権教育推進を中心的に担う人材の育成を図っています。その中で、学校間の研修に関する格差をなくしていくと同時に、中学校区で情報共有を行うなど、人権教育の更なる充実に向けた取組を進めています。

【玉名市の取組】

- ◇人権教育は、学校の全ての教育活動の中で意識して取り組む必要があることから、潤いのある学校環境の創造や、教職員も含めた正しい言語環境の整備等、日常の学校生活の中で身に付けていく部分を大切にされた教育活動を展開していきます。
- ◇各学校で研修できる時間が限られていることから、短時間でもできる効果的な研修の内容と実施方法を検討します。
- ◇玉名市人権教育推進協議会における学校人権教育部会において、レポート研修や授業実践交流会を開催し、教職員の資質向上に努めます。

(3) 医療関係者

医療関係者は、人々の生命や健康に関わる業務に従事していることから、患者や家族のプライバシーに対する配慮やインフォームド・コンセント^(※3.2)の理念の理解など、人権意識に根ざした接遇の向上が求められています。

【玉名市の取組】

- ◇医療関係者に対し、人権意識を一層向上させるための情報提供に努めます。

(4) 福祉・保健関係者

福祉・保健関係者は、高齢者や子ども（及びその保護者）、障がいのある人からの相談を受ける機会が多いことから、相談相手の人格の尊重やプライバシー保持、公平な処遇の確保等が求められています。そのため、関係者間での研修機会の確保や、人権に関する最新の情報を共有することが重要です。

【玉名市の取組】

- ◇今後高齢者人口割合が増加することを踏まえ、民生委員・児童委員については、必要に応じて研修を実施します。また、在宅サービスの従事者や社会福祉施設の職員などの関連会議等においても、引き続き人権教育・研修の充実・強化を図ってもらえるように働きかけを行います。
- ◇近年増加傾向にある子どもの虐待に関して、見守りを行っている民生委員・児童委員に向けた勉強会を支援します。

(5) マスメディア関係者

新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディアは、人権尊重に関わる意思形成に大きな影響力を有しています。

記事や番組等の中で人権に関わる様々な問題等を取り上げ、読者や視聴者の人権意識の高揚に大きな役割を果たしています。しかし、その一方で、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、偏見や差別を助長する内容の報道がなされた場合などは、その権利侵害は非常に大きなものになる恐れがあるため、正しい人権意識の保持が必要となっています。

【玉名市の取組】

◇マスメディア関係者の人権意識の高揚に向け、積極的な取組を要請するとともに、各種研修会への参加も求めています。

3 効果的な推進施策の整備

(1) 学習機会の提供と内容の充実

人権教育を推進するにあたっては、市民の様々な立場やライフステージ^(※33)に即した、多様な学習機会と研修内容を準備することが重要です。また、その研修内容は、単に知識の習得だけではなく、日々の生活の中で人権意識を持って行動ができるようになるものであることが必要です。

そのためには、人権問題が自らの身近な問題であるという認識のもとに、参加者が主体的に学習できるような研修内容が求められています。

【玉名市の取組】

◇市民一人ひとりが、日常生活の中で人権問題に関心がもてるように、あらゆる場で多様な学習機会が得られるよう努めます。

◇隣保館において啓発講座を実施し、広く市民が人権問題に関心を持つことができるよう努めます。また、講座の開催についても広く市民に対して周知します。

(2) 人材の育成

学校教育や社会教育といった、あらゆる学習の場において、人権教育・啓発を推進するためには、人権に関する研修や教育を実施することができる指導者やリーダーを育成していくことが必要です。様々な場において人権教育・啓発活動が実施できるように、団体や地域のリーダーに対する研修や、若年者に対する研修を実施し、人材を確保することが重要です。

【玉名市の取組】

◇人権教育の指導者を育成するために、市職員や学校職員をはじめとして、それぞれの組織や団体、地域におけるリーダー的な立場の人々に対する研修会の充実を図ります。

◇人権教育の研修等においては、学習者が人権問題に関する知識を学ぶだけでなく、学んだことを日常生活の中で実践することができるように、研修メニューの検討を行います。

(3) 相談支援体制の充実

相談支援は、人権問題に直面している市民を救済する第一歩となり、重要な役割を担っています。市民がスムーズに支援を受けられるように、相談窓口の周知及び支援体制の充実が求められています。

本市では、様々なニーズに対応するために、子ども、高齢者、女性等といった様々な相談窓口を設置し、相談支援体制を整備しています。また、相談員は様々な研修会に参加し、複雑化する問題に対応できるように知識の習得に努めています。

近年は、小学生の不登校が増加傾向にあるので、小学生の不登校児童を引きこもらせないための機関として、平成29年度(2017年度)から「タマにゃん教室^(※34)」を開設し、相談活動と支援活動を実施しています。この他に本市教育相談員による相談活動も実施しており、多くの相談が寄せられています。

【玉名市の取組】

- ◇様々な立場の市民が持つ多様な相談内容に円滑に対応するために、庁内、庁外の様々な機関との連携体制を整備するとともに、効率的な情報共有の在り方を検討します。
- ◇生活安心ネットワーク委員会での研修(ケース検討など)を通して、どこの窓口で、どの職員が相談を受けた場合でも対応ができるよう、職員の人材育成に取り組むとともに、庁内各課が横断的に連携して対応することができる相談支援体制の構築・整備を推進します。
- ◇「タマにゃん教室」の活動日、時間等の拡張を行っていくとともに、本市独自のスクールソーシャルワーカー(SSW)を配置することを検討します。

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進

本計画の推進にあたっては、「第2次玉名市総合計画」及び本計画と関連する市の個別計画との整合性を保ちつつ、庁内関係各課で連携を図りながら、効果的に施策を展開します。

また「玉名市差別をなくし人権を守る条例」に基づき、「玉名市差別をなくし人権を守る審議会」を開催し、人権に関する各分野の代表者の意見を参考にしながら、実効性のある取組を実施します。

2 連携体制の強化

本計画の推進にあたっては、庁内関係各課のみならず、国及び県をはじめ、人権に関わる民間団体や関係機関、地域における各種団体、市内の企業等との連携を更に促進し、市民の人権意識の高揚と安心できる生活の実現を目指します。

3 計画の評価体制

本計画においては、人権問題の動向は目まぐるしく変化している状況であることと、本計画が10年という長期の計画推進期間であるという点を考慮して、計画の進捗状況に関する定期的な点検や調査を実施します。

また、社会情勢や法整備の動向も併せて検討し、必要な場合には、計画内容の追記及び修正を検討します。

資料編

- 資料 1 用語の解説
- 資料 2 玉名市差別をなくし人権を守る審議会委員
- 資料 3 玉名市差別をなくし人権を守る条例
- 資料 4 玉名市差別をなくし人権を守る審議会規則
- 資料 5 玉名市家庭教育憲章
- 資料 6 人権に関連するこれまでの流れ
- 資料 7 計画の基礎となる関係法令等
 - 日本国憲法（抄）
 - 世界人権宣言
 - 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
 - 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
（通称：障害者差別解消法・抜粋）
 - 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律
（通称：ヘイトスピーチ解消法）
 - 部落差別の解消の推進に関する法律
（通称：部落差別解消推進法）

資料1

用語の解説

【あ行】

○インフォームド・コンセント（※32）

十分な説明を受けた上での（患者の）同意。患者が医師等から自己の状態や治療について説明を受け理解した上で治療を行うことが、治療環境に最適であるとされている。納得診療ともいう。

○インクルーシブ教育システム（※25）

子どもたち一人ひとりが多様であることを前提に、障がいの有無にかかわらず、誰もが望めば自分に合った配慮を受けながら、地域の通常学級で学べることを目指す教育理念と実践プロセスのこと。

○SNS（※27）

「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略。インターネット上において人と人とのつながりを促進・サポートするサービス。

【か行】

○家族経営協定（※31）

家族農業経営において、女性農業者を含む家族みんなが主体的に経営に参画できるよう、経営方針や役割分担等についての協定。

○共生社会（※5）

性別・国籍・年齢・障がいの有無など、様々な違いがある人々が、それぞれが自立し、相互に支え合い、主体的に暮らしていける社会。

○高齢化（※22）

全人口の中に占める65歳以上の高齢者人口が7%を超えた社会を高齢化社会といい、また、その割合が14%を超えた社会を高齢社会という。

○国立療養所菊池恵楓園（※28）

明治40年（1907年）の「癩予防ニ関スル件」に基づき、全国5ヵ所に設置された公立療養所のひとつであり、明治42年（1909年）、九州七県連合立第5区九州らい療養所という名称で現在の合志市に開設された。昭和16年（1941年）から運営が国に移され、現在の「国立療養所菊池恵楓園」に改称された。

○固定的性別役割分担意識（※10）

「男は仕事、女は家庭」「男は主、女は従」というような、社会によって作られた性別による役割分担の固定的な意識のことをいい、日常生活だけでなく、社会のあらゆる分野やシステムに深く浸透している。この意識は、個性や能力よりも性別に重点を置くということから、男女どちらにとっても多様な生き方を制約する要因になっている。

【さ行】

○ジェンダー（社会的性別）（※16）

身体の特徴など生来の性別の違いではなく、社会的、文化的につくられた性差のこと。社会的・文化的につくられる〈男らしさ〉〈女らしさ〉のこと。男女の性役割や行動様式、外見、心理的特徴をいう。

○児童虐待（※18）

保護者がその監護する児童（18歳に満たない者）に対し、次の行為をすること。

- ① 身体的虐待：児童の身体に外傷が生じるか、生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② 性的虐待：児童にわいせつな行為をしたり、させたりすること。
- ③ ネグレクト：児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食や、長時間の放置など保護者としての監護を著しく怠ること。
- ④ 心理的虐待：児童に、将来まで残るような心の傷を与える言動を行うこと。

○人権（※1）

全ての人間が生まれながらにして持っている権利で、人間が人間らしく生きるための、誰からも侵されない基本的な権利。日本国憲法では、基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられるとし、国家及び全ての国民に基本的人権を守ることを求めている。

○人権教育のための国連10年（※6）

1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの10年間に、それまでの国際社会における人権の確立に向けた取組の上に立ち、世界をあげて人権の尊重される社会の実現を目指す取組を推進しようとするもので、1994年（平成6年）12月の国連総会で決議された。

○スクールソーシャルワーカー（※19）

児童・生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童・生徒の社会環境を構成する家族や、友人、学校、地域に働きかけ、福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職。SSWと略す。社会福祉士や精神保健福祉士などが就くことが多い。

○ストーカー行為（※12）

相手の意思を無視し、自分が関心を抱いた相手に対して一方的にしつこくつきまとうこと。待ち伏せや尾行、手紙、ファックス、メール、電話などの行為を、昼夜かまわず執拗（しつよう）に繰り返す行為。

○性的指向（※30）

異性愛、同性愛、両性愛の別を指す「Sexual Orientation」の訳語。

○セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）（※13）

相手の意に反した性的な言動。地位を利用して性的な言動を行い、それに対する相手の対応によって仕事上の不利益を与える「対価型」と、性的な言動を繰り返すことによって就業環境を悪化させる「環境型」とに分けられる。

【た行】

○玉名市家庭教育憲章（※20）

平成18年4月に、玉名市に育つ子どもが、幸せな家庭の中で誇りを持ち、ふるさとを愛し、心身とも健やかで、将来を担う人材に育つことを目的に制定されたもの。

○タマにゃん教室（※34）

玉名市教育センター条例に規定する不登校児童生徒の教育支援を行うために設けられた教室。

○男女共同参画社会（※3）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

○男女雇用機会均等法（※9）

正式名は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。雇用の分野における男女の均等な機会や待遇が確保されるとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保などの措置を推進することを目的とした法律。

○同和对策審議会答申（※26）

昭和36年12月7日内閣総理大臣が、同和对策審議会に対して「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方針」について諮問し、約4年間をかけて審議を行い、昭和40年8月11日に答申したもの。

同答申は、戦後の同和行政の大きな指針となったものであり、その中で、同和問題の早急な解決は国の責務であり、同時に国民的課題であると述べている。

○特別支援教育支援員（※21）

幼稚園、小・中学校、高等学校において障がいのある児童生徒に対し、食事、排せつ、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がい等の児童生徒に対し学習活動上のサポートを行ったりする。

○ドメスティック・バイオレンス（DV）（※11）

配偶者や恋人など、親しい関係にある人からの暴力。なぐる、蹴るなどの身体的な暴力だけでなく、言葉で傷つけたり無視したりする心理的暴力や、生活費を渡さないなどの経済的暴力、行動を監視したりする社会的暴力、望まない性行為を強要するなどの性的暴力などの形がある。

○トランスジェンダー（※29）

体と心の性が一致せず、自らの性に対し違和感を持つ人。

【な行】

○認知症サポーター（※23）

認知症サポーターとは、特定非営利活動法人「地域ケア政策ネットワーク全国キャラバンメイト連絡協議会」が実施する「認知症サポーターキャラバン事業」における認知症サポーター養成講座を受講・修了した者を称する名称。地域において認知症の方が穏やかに生活するための見守りや環境整備に努める。

○ノーマライゼーション（※4）

高齢者や障がいのある人、女性など、社会的に弱者であるとみなされている人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することができることを目指す考え方。

【は行】

○パートナーシップ（※8）

多様化するニーズに対して、県民、企業、学校、ボランティア団体やNPO法人をはじめとする民間非営利団体、市町村などの様々な主体と県が一緒になって公益的な課題の解決に向けて取り組む場合に、それぞれの主体が、お互いの主体性や特性を尊重し、対等な立場で連携していくための行動原理。

○ハラスメント（※17）

いろいろな場面での嫌がらせやいじめのこと。他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指す。

○パワーハラスメント（パワハラ）（※14）

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与える、職場環境を悪化させる行為。

○プライバシー（※2）

個人や家庭内の私事・私生活。個人の秘密。また、それが他人から干渉・侵害を受けない権利。

○ヘイトスピーチ（※7）

憎悪に基づく差別的な言動。人種や宗教、性別、性的指向など自ら能動的に変えることが不可能な、あるいは困難な特質を理由に、特定の個人や集団をおとしめ、暴力や差別をあおるような主張をすること。

【ま行】

○マタニティハラスメント（マタハラ）（※15）

妊娠・出産を理由として職場などで受ける批判や嫌がらせ、あるいは解雇や自主退職の強要などの不当な処遇を受けること。

【ら行】

○ライフステージ（※33）

幼児・少年・青年・壮年期等、人間の一生の間におけるそれぞれの段階。

○リハビリテーション（※24）

身体的、精神的、社会的な障がいを持つ人の、機能、能力、社会生活の全人格的回復や促進を目的とする、身体的な機能回復訓練のみにとどまらず、精神的、職業的な復帰訓練も含まれる。

資料2

玉名市差別をなくし人権を守る審議会委員

平成30年2月9日現在

	分野	氏名	備考
1	市議会議員	近松 恵美子	市議会
2	学識経験者	豊田 保	九州看護福祉大学長推薦 社会福祉学科教授 会長
3	社会教育委員	吉村 孝行	玉名市教育長推薦
4	市校長会代表	堀 治也	玉名市校長会推薦（伊倉小学校校長）
5	人権擁護委員	木下 すみ子	玉名人権擁護委員協議会推薦 副会長
6	隣保館運営審議委員会委員	吉川 睦雄	隣保館運営審議委員会会長
7	女性の分野	生野 繁子	玉名市男女共同参画審議会会長
8	高齢者の分野	久保 信次	玉名市老人クラブ連合会代表
9	障がい者の分野	北本 節代	玉名市身体障害福祉協議会推薦
10	外国人の分野	趙 文豪	日本駐在連絡事務所九州支所推薦
11	民生児童委員	杉本 陽子	民生委員・児童委員連絡協議会推薦
12	市民代表	磯田 實	前玉名市区長協議会会長
13	市民代表	櫻井 郁子	市民公募

(事務局)

	分野	氏名	備考
1	総務部	村上 隆之	部長
2	教育部	戸寄 孝司	部長
3	人権啓発課	平川 裕一	課長
4	生涯学習課	木村 隆宏	課長
5	人権啓発課	平嶋 知典	課長補佐
6	生涯学習課	鷺森 豊満	課長補佐
7	生涯学習課	前濱 俊介	参事
8	人権啓発課	廣瀬 慶一郎	主事

資料3

玉名市差別をなくし人権を守る条例

平成17年10月3日

条例第94号

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念にのっとり、部落差別をなくす等人権を守るための市民の責務、市の施策等について必要な事項を定めることにより、人権意識の高揚を図り、もって平和な明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 すべての市民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、あらゆる差別をなくすための施策に協力し、自らも部落差別をはじめ人権侵害に関する行為をしてはならない。

(市の施策の推進)

第4条 市は、基本的人権を擁護し、部落差別等をなくすために必要な社会福祉の向上、教育の充実、人権擁護意識の高揚等に関する施策について、市民及び各種団体と協力し、推進に努めるものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第5条 市は、市民の人権意識の普及高揚を図るため、各種団体と協力し、充実した人権教育の推進を図り、あらゆる機会をとらえて啓発活動を行い、人権擁護の社会づくりに努めるものとする。

(推進体制の充実)

第6条 市は、部落差別等をなくすための施策を効果的に推進するため、国、県及び各種団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第7条 部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための重要事項を調査審議するため、玉名市差別をなくし人権を守る審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月3日から施行する。

資料4

玉名市差別をなくし人権を守る審議会規則

平成17年10月3日

規則第78号

(趣旨)

第1条 この規則は、玉名市差別をなくし人権を守る条例（平成17年条例第94号。次条において「条例」という。）第7条第2項の規定に基づき、玉名市差別をなくし人権を守る審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、条例に定める施策を推進するため、必要な事項を調査審議するとともに、市長の諮問に答申し、必要に応じて市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、部落差別及び人権問題に関し、識見を有する者から意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部人権啓発課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年10月3日から施行する。

(施行時の委員の任期)

- 2 第4条の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に委嘱される委員の任期は、2年に達した日以後における最初の3月31日までとする。

附 則 (平成19年3月26日規則第11号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月29日規則第13号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月28日規則第30号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の玉名市差別をなくし人権を守る審議会規則(以下この項において「改正前の規則」という。)第3条第2項の規定により委嘱された委員については、当該委員の任期が満了するまでの間は、第1条の規定による改正後の玉名市差別をなくし人権を守る審議会規則の規定は適用せず、改正前の規則の規定は、なおその効力を有する。

資料5

玉名市家庭教育憲章

平成18年4月1日制定
玉名市教育委員会

玉名市に育つ子どもが、幸せな家庭の中で自己に誇りを持ち、
ふるさとを愛し、心身ともに健やかで、将来を担う人材に育つため、
ここに玉名市家庭教育憲章をさだめます。

[基本理念]

一、家庭は人づくりの源

家庭教育は すべての教育の出発点

子どもの健やかな成長を 願いはぐくみます

[コミュニケーションによる命の大切さ]

一、人と人とのふれあいを大事にし

他人に対する 思いやりの心で

すべての生命の尊さを 大切にします

[責任ある子育て]

一、いつも子どもの姿をみつめ

正しいしつけと 責任ある子育てで

心身ともに 調和のとれた人間教育に努めます

[社会との関わり]

一、家庭の教育力の向上をめざし

家族は 子どもを見守り

安全で安心した 社会生活をおくります

[幸せな家庭・自己確立]

一、笑顔の絶えない幸せな家庭の中で

子どもの個性や才能を伸ばし

未来をたくましく切り拓く 子どもをはぐくみます

資料6

人権関係法令等の動向

年	国連	国	熊本県及び玉名市
1924年 (大正13年)	児童の権利に関するジュネーブ宣言		
1947年 (昭和22年)		日本国憲法	
1948年 (昭和23年)	世界人権宣言		
1951年 (昭和26年)		児童憲章	
1959年 (昭和34年)	児童の権利に関する宣言		
1960年 (昭和35年)		同和対策審議会設置法	
1965年 (昭和40年)	あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約 (人種差別撤廃条約)	同和対策審議会の答申	
1966年 (昭和41年)	国際人権規約		
1969年 (昭和44年)		同和対策事業特別措置法	
1971年 (昭和46年)	知的障害者の権利宣言		
1975年 (昭和50年)	障害者の権利宣言		玉名市人権教育推進協議会の設立
1979年 (昭和54年)	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (女子差別撤廃条約)	国際人権規約 批准	
1980年 (昭和55年)		犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律 (犯罪被害者等給付金支給法)	
1982年 (昭和57年)	国連・障害者の10年 (昭和58年～平成4年)	障害者対策に関する長期計画 (昭和57年から10年間)	
		地域改善対策特別措置法	
1985年 (昭和60年)	犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言	女子差別撤廃条約 批准	
1986年 (昭和61年)		雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 (男女雇用機会均等法)	
1987年 (昭和62年)		地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 (地対財特法)	

年	国連	国	熊本県及び玉名市
1989年 (平成元年)	児童の権利に関する条約 (子どもの権利条約、 平成6年に日本批准)		
1993年 (平成5年)		障害者基本法 (旧「心身障害者対策基本法」を改定、平成16年改訂)	
		障害者対策に関する新長期計画 (平成5年から10年間)	
1995年 (平成7年)	人権教育のための国連10年 (平成7年～平成16年、 平成6年決議)	高齢社会対策基本法	玉名市差別をなくし人権を守る条例
		障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略	
1996年 (平成8年)		地域改善対策協議会意見具申	
		男女共同参画2000年プラン —男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年度までの国内行動計画—	
		高齢社会対策大綱	
		らい予防法の廃止に関する法律	
1997年 (平成9年)		人権の擁護に関する施策を推進するための法律 (人権擁護施策推進法)	
		「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画	
1999年 (平成11年)		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	
		男女共同参画社会基本法	
		児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	
2000年 (平成12年)		児童虐待の防止等に関する法律	
		ストーカー行為等の規制等に関する法律	
		人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 (人権教育・啓発推進法)	
		男女共同参画基本計画	
2001年 (平成13年)		ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律	
		配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	
		新しい「高齢社会対策大綱」	

年	国連	国	熊本県及び玉名市
2002年 (平成14年)		人権教育・啓発に関する基本計画	熊本県人権センター開設
		特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 (プロバイダ責任制限法)	
		障害者基本計画(第2次)	
2003年 (平成15年)	人権教育のための世界計画	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律	
		個人情報の保護に関する法律	
2004年 (平成16年)		性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律 (性同一性障害者特例法)	熊本県人権教育・啓発基本計画
2005年 (平成17年)		犯罪被害者等基本法	
		第2次男女共同参画基本計画	
		犯罪被害者等基本計画 (第1次)	
2006年 (平成18年)	障害者の権利に関する条約 (障害者権利条約)	地域における多文化共生推進プラン	
		高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (高齢者虐待防止法)	
		障害者自立支援法	
		拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律	
2008年 (平成20年)			玉名市人権教育・啓発基本計画
			熊本県人権教育・啓発基本計画 (第1次改訂版)
2009年 (平成21年)		水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法	
		ハンセン病問題の解決の促進に関する法律	
2010年 (平成22年)		第3次男女共同参画基本計画	
2011年 (平成23年)		第2次犯罪被害者等基本計画	
2012年 (平成24年)		人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	熊本県人権教育・啓発基本計画 (第2次改定版)

年	国連	国	熊本県及び玉名市
2013年 (平成25年)		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法)	第2次玉名市男女共同参画計画
		いじめ防止対策推進法	熊本県いじめ防止基本方針
		障害者基本計画(第3次)	
2014年 (平成26年)		子どもの貧困対策の推進に関する法律 (子どもの貧困対策法)	玉名市いじめ防止基本方針
		私的性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律	
2015年 (平成27年)		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)	
		第4次男女共同参画基本計画	
2016年 (平成28年)		第3次犯罪被害者等基本計画	熊本県人権教育・啓発基本計画 (第3次改定版)
		障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)	
		本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 (ヘイトスピーチ解消法)	
		部落差別の解消の推進に関する法律 (部落差別解消推進法)	
2017年 (平成29年)		児童福祉法等の一部を改正する法律	
2018年 (平成30年)			第2次玉名市人権教育・啓発基本計画
			第3次玉名市男女共同参画計画

※国の法律については、施行年で分類しています

資料7

日本国憲法(抄)

公布：昭和21年11月3日

施行：昭和22年 5月3日

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第三章 国民の権利及び義務

【基本的人権の享有】

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

【自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止】

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

【個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉】

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

【法の下での平等、貴族の禁止、栄典】

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

【公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙・秘密投票の保障】

第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

【請願権】

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

【奴隷的拘束及び苦役からの自由】

第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

【思想及び良心の自由】

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

【信教の自由】

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

【集会・結社・表現の自由、通信の秘密】

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

【居住・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由】

第二十二條 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

【学問の自由】

第二十三條 学問の自由は、これを保障する。

【家族生活における個人の尊厳と両性の平等】

第二十四條 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

【生存権、国の生存権保障義務】

第二十五條 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

【教育を受ける権利、教育の義務】

第二十六條 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

【労働の権利及び義務、労働条件の基準、児童酷使の禁止】

第二十七條 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

【労働者の団結権】

第二十八條 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

【財産権の保障】

第二十九條 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

【納税の義務】

第三十条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

【法定の手続きの保障】

第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

【裁判を受ける権利】

第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

【逮捕の要件】

第三十三条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

【抑留・拘禁の要件、不法拘禁に対する保障】

第三十四条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

【住居の不可侵】

第三十五条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

(略)

第十章 最高法規

【基本的人権の本質】

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

世界人権宣言

1948年第3回国際連合総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を

受ける権利を有する。

第十三条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第十四条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第十五条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第十六条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十七条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第十八条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第二十条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第二十一条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第二十二条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第二十三条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第二十四条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第二十五条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であるか否かを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第二十六条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第二十七条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第二十八条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第二十九条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第三十条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日法律第147号

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵かん養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(通称:障害者差別解消法・抜粋)

平成二十五年法律第六十五号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうちニの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

ヘ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

- 2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

- 第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
 - 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。
 - 5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

- 第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

- 第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

- 第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

(通称:ヘイトスピーチ解消法)

平成28年法律第68号

前文

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽せん動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

- 2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(相談体制の整備)

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

- 2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

部落差別の解消の推進に関する法律(通称:部落差別解消推進法)

平成28年法律第109号

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第2次玉名市人権教育・啓発基本計画

平成30年3月

発行 玉名市 総務部 人権啓発課
玉名市教育委員会 教育部 生涯学習課

〒865-8501 熊本県玉名市岩崎163
